

高知県過疎地域自立促進方針

(平成28年度～平成32年度)

平成27年11月

高 知 県

目 次

I 基本的な事項

- 1 過疎地域の現状と課題 1
- 2 過疎地域の自立促進の基本的な方向 8
- 3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連 9

II 産業の振興

- 1 産業振興の方針 10
- 2 農林水産業の振興 12
- 3 地場産業の振興 20
- 4 企業の誘致 22
- 5 起業の促進 23
- 6 商業の振興 24
- 7 観光の振興 25

III 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- 1 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針 27
- 2 国道、県道及び市町村道の整備等 27
- 3 農道、林道の整備 28
- 4 生活を守る交通確保対策及び物流の仕組みづくり 28
- 5 電気通信施設の整備 29
- 6 情報化の推進 29
- 7 地域間交流の促進 29
- 8 移住の促進 30

IV 生活環境の整備

- 1 生活環境整備の方針 31
- 2 簡易水道、污水处理施設等の整備 31
- 3 消防防災及び救急搬送体制等の整備 31
- 4 森林などの公益的機能を維持するための保全活動 32
- 5 暮らしに身近な生活環境の整備 32
- 6 安全・安心で快適な居住環境の整備 33

V 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 1 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針 34
- 2 生涯を通じた県民の健康づくりの推進 35
- 3 とともに支え合う地域づくりの推進 35
- 4 高齢者が安心して暮らせる地域づくりの推進 36

5	障害者が生き生きと暮らせる地域づくりの推進	36
6	次代を担う子ども達を守り育てる環境づくりの推進	37

VI 医療の確保

1	医療確保の方針	38
2	医師確保対策	39
3	連携による医療体制の確保対策	39
4	救急医療対策	40

VII 教育の振興

1	教育振興の方針	41
2	明るい未来を担う人づくり	42
3	家庭や地域の教育力の向上	43
4	教育の質の向上と教育環境の整備	44

VIII 地域文化の振興等

1	地域文化振興等の方針	47
2	地域文化活動を支える人材育成及び情報収集、発信等の仕組みづくり	47
3	地域文化の振興等に係る施設の整備等	47
4	文化施設、文化財等を活用したソフト施策の推進	47

IX 集落の整備

1	集落整備の方針	48
2	一人一人の生活を守る仕組みづくりの推進	48
3	住民参画により集落を支え、活性化につなげる仕組みづくりの推進	48
4	集落の活性化につなげる仕組みづくりの推進	49

X その他地域の自立促進に関し必要な事項

1	自然エネルギーの利用	50
2	鳥獣被害対策	50

別 表

1	過疎地域対策緊急措置法による事業実績	51
2	過疎地域振興特別措置法による事業実績	52
3	過疎地域活性化特別措置法による事業実績	53
4	過疎地域自立促進特別措置法による平成26年度までの実績と整備目標等	54

高知県過疎地域自立促進方針

I 基本的な事項

1 過疎地域の現状と課題

(1) 過疎地域の現状

ア 概況

(ア) 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域は、県内 34 市町村のうち 28 市町村（8 市、16 町、4 村。うち、過疎地域とみなされる区域を有する市町：3 市、1 町）、となっています。

(イ) 平成 22 年 10 月 1 日現在の過疎地域の全県に占める割合は、面積で 79.6%、人口で 28.5%となっています。

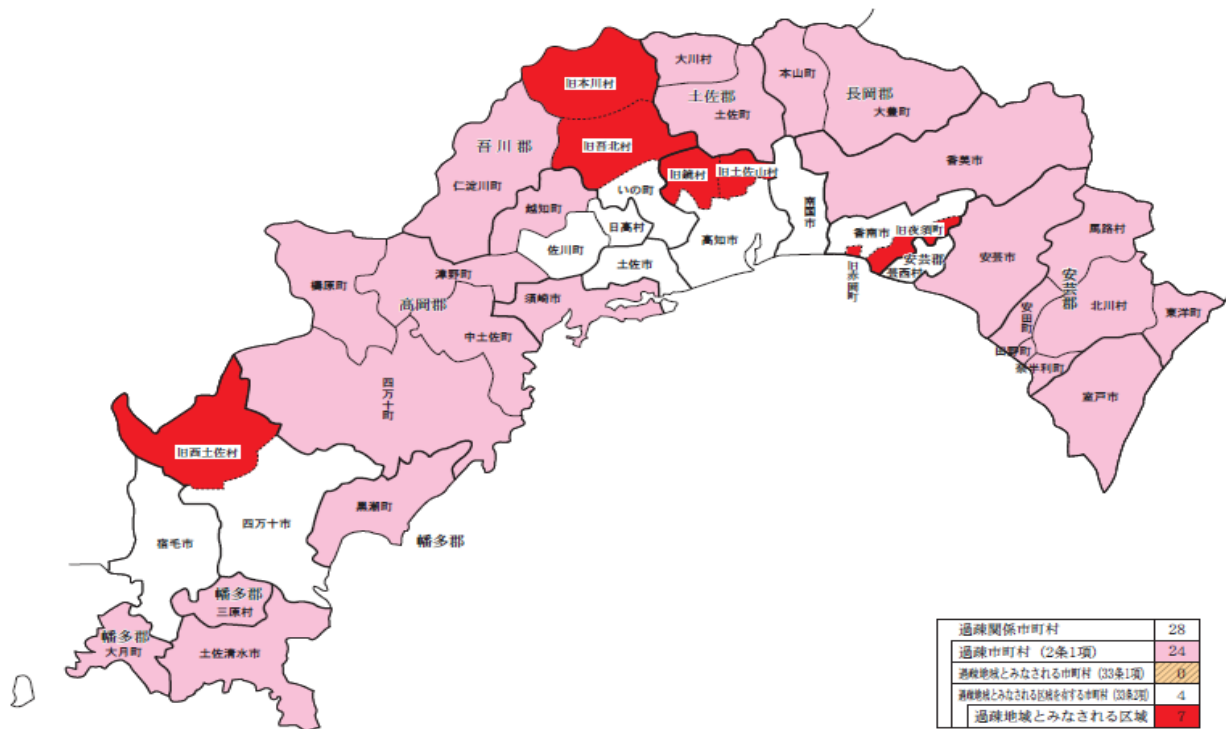
イ 人口の動向

(ア) 過疎地域の人口は、昭和 35 年の 355 千人をピークに減少を続け、平成 22 年には 163 千人となっています。

(イ) 県内においては高知市への一極集中の状態が続いており、また、過疎地域の市町村においても、役場など町の機能が集積している地域への集中が見られ、周辺の地域ほど人口の減少や高齢化が著しくなっています。

(ウ) 平成 22 年の過疎地域の高齢者比率は、39.2%と過去最も高く、一方、若年者比率は、9.0%と過去最も低い状況になっています。

高知県過疎地域エリア区分市町村図

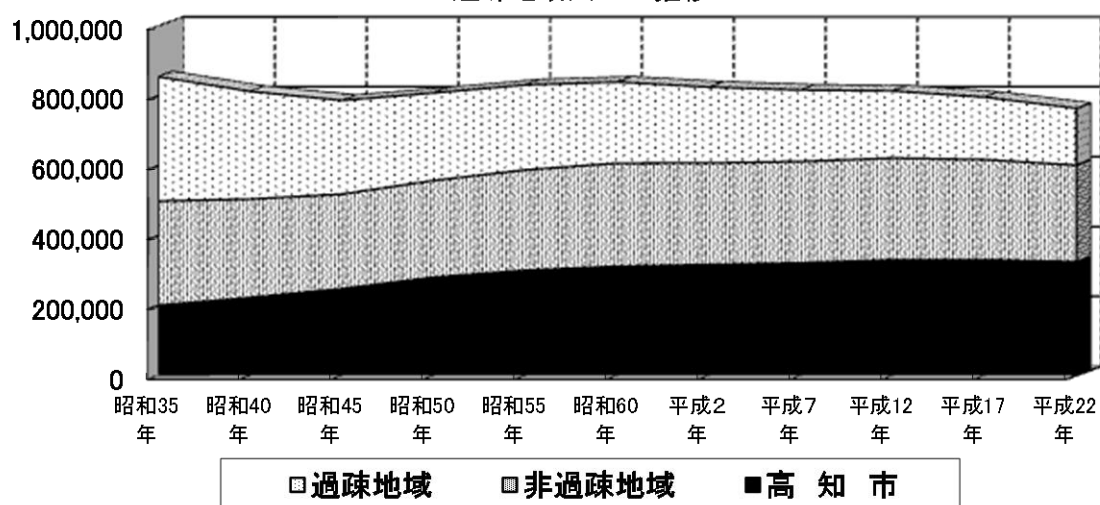


過疎地域の市町村の現状

過疎地域の市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	過疎地域の市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)
高知市(旧鏡村、旧土佐山村の区域)	119.28	2,417	土佐町	212.11	4,358
室戸市	248.30	15,210	大川村	95.28	411
安芸市	317.34	19,547	いの町(旧本川村、旧吾北村の区域)	370.13	3,203
須崎市	135.46	24,698	仁淀川町	332.96	6,500
土佐清水市	266.56	16,029	中土佐町	193.43	7,584
四万十市(旧西土佐村の区域)	248.00	3,221	越知町	111.95	6,374
香南市(旧赤岡町、旧夜須町の区域)	40.68	6,959	梶原町	236.51	3,984
香美市	538.22	28,766	津野町	197.98	6,407
東洋町	74.10	2,947	四万十町	642.06	18,733
奈半利町	28.32	3,542	大月町	103.02	5,783
田野町	6.56	2,932	三原村	85.35	1,681
安田町	52.30	2,970	黒潮町	188.47	12,366
北川村	196.91	1,367	過疎 計	5,655.95	217,824
馬路村	165.52	1,013	非過疎 計	1,449.21	546,632
本山町	134.21	4,103	県 計	7,105.16	764,456
大豊町	314.94	4,719			

(総務省統計局「平成22年国勢調査」)

過疎地域人口の推移



(単位：人)

	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
旧高知市の区域	200,817	222,791	248,121	280,962	300,822	312,241	317,069	321,999	330,654	330,788	325,197
非過疎地域	298,157	281,794	270,511	276,767	287,300	294,945	290,630	290,162	291,327	286,741	276,370
過疎地域	355,621	308,129	268,250	250,668	243,153	232,598	217,335	204,543	191,968	178,763	162,889
全 県	854,595	812,714	786,882	808,397	831,275	839,784	825,034	816,704	813,949	796,292	764,456

※暦年のデータを比較するため、過疎地域の人口は平成17年時点の過疎地域エリア区分で計上。非過疎地域は、旧高知市の区域以外の非過疎地域（一部過疎地域市町村の非過疎地域を含む）の計（国勢調査）

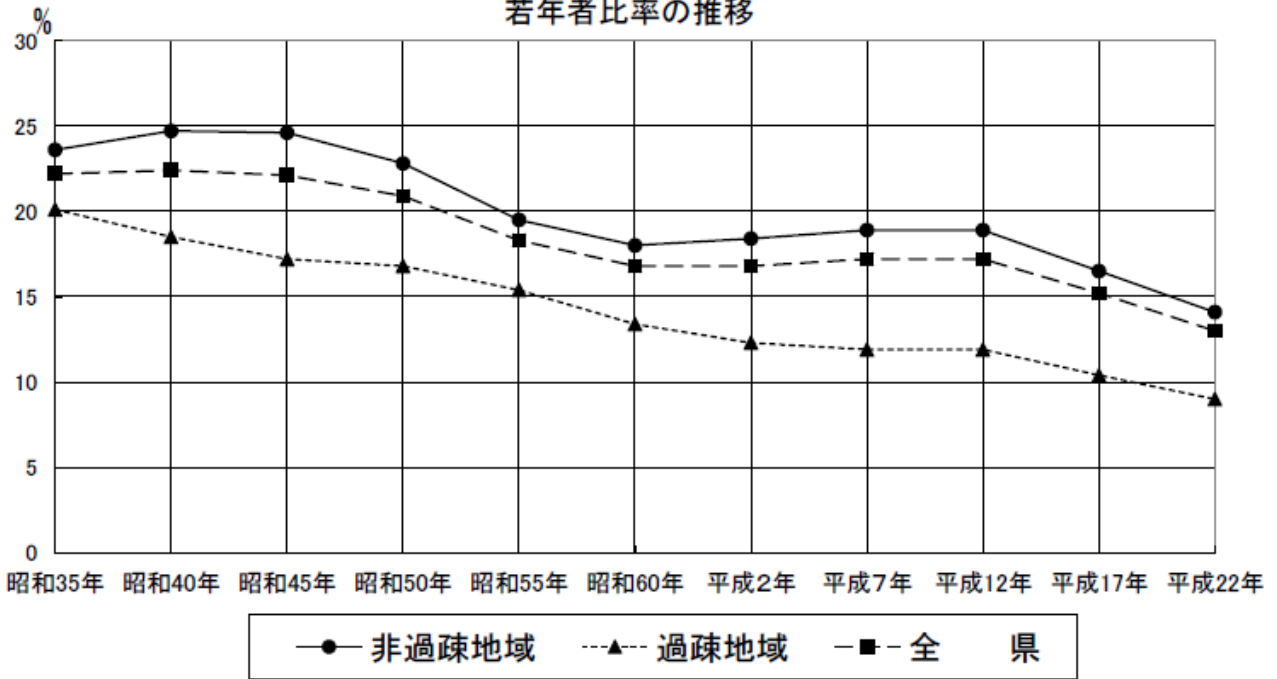
県内過疎地域の市町村人口減少率

(単位：%)

分 区	高 い		低 い	
	H22／S35	H22／S55	H22／S35	H22／S55
1	大川村 90.0	大川村 54.6	須崎市 25.1	香美市 15.1
2	北川村 77.2	いの町 50.0 (旧本川村・旧吾北村)	香美市 33.6	安芸市 21.9
3	大豊町 74.1	大豊町 49.9	安芸市 35.6	香南市 22.1 (旧赤岡町・旧夜須町)
4	いの町 72.1 (旧本川村・旧吾北村)	仁淀川町 44.3	香南市 35.9 (旧赤岡町・旧夜須町)	須崎市 22.5
5	馬路村 70.4	馬路村 41.8	津野町 37.0	黒潮町 23.3

※平成17年10月1日現在の人口を基に平成22年4月1日時点の過疎地域エリア区分で算出（国勢調査）

若年者比率の推移

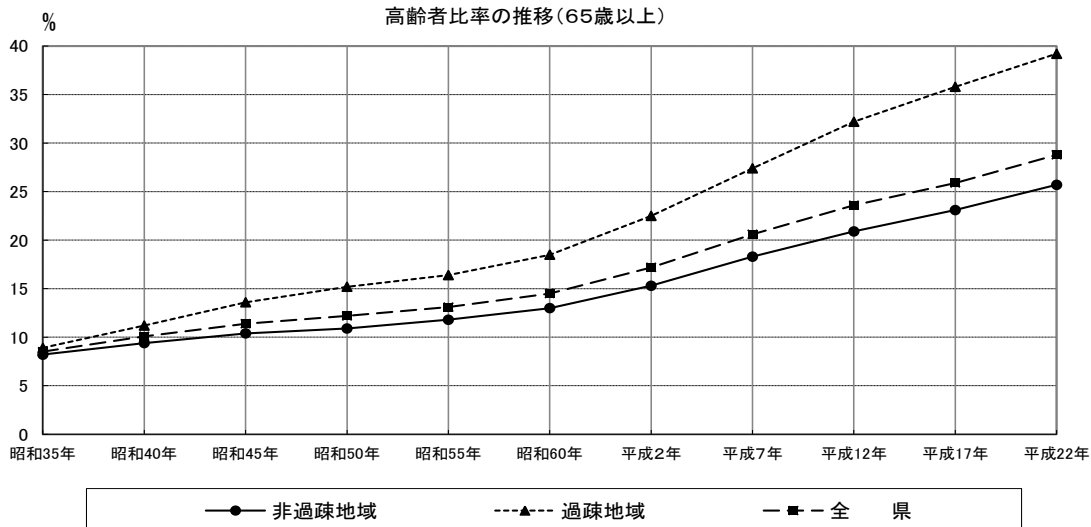


(単位：%)

	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
非過疎地域	23.6	24.7	24.6	22.8	19.5	18.0	18.4	18.9	18.9	16.5	14.1
過疎地域	20.1	18.5	17.2	16.8	15.4	13.4	12.3	11.9	11.9	10.4	9.0
全 県	22.2	22.4	22.1	20.9	18.3	16.8	16.8	17.2	17.2	15.2	13.0

※暦年のデータを比較するため、過疎地域の数値は平成 17 年時点の過疎地域エリア区分で算出 (国勢調査)

高齢者比率の推移(65歳以上)



(単位：％)

	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
非過疎地域	8.2	9.4	10.4	10.9	11.8	13.0	15.3	18.3	20.9	23.1	25.7
過疎地域	8.9	11.2	13.6	15.2	16.4	18.5	22.5	27.4	32.2	35.8	39.2
全 県	8.5	10.1	11.4	12.2	13.1	14.5	17.2	20.6	23.6	25.9	28.8

※暦年のデータを比較するため、過疎地域の数値は平成 17 年時点の過疎地域エリア区分で算出（国勢調査）

過疎地域の高齢者比率上位％

1	大豊町	54.02
2	仁淀川町	50.26
3	いの町 (旧本川村・旧吾北村)	47.14
4	大川村	44.28
5	土佐町	42.96

過疎地域の若年者比率下位％

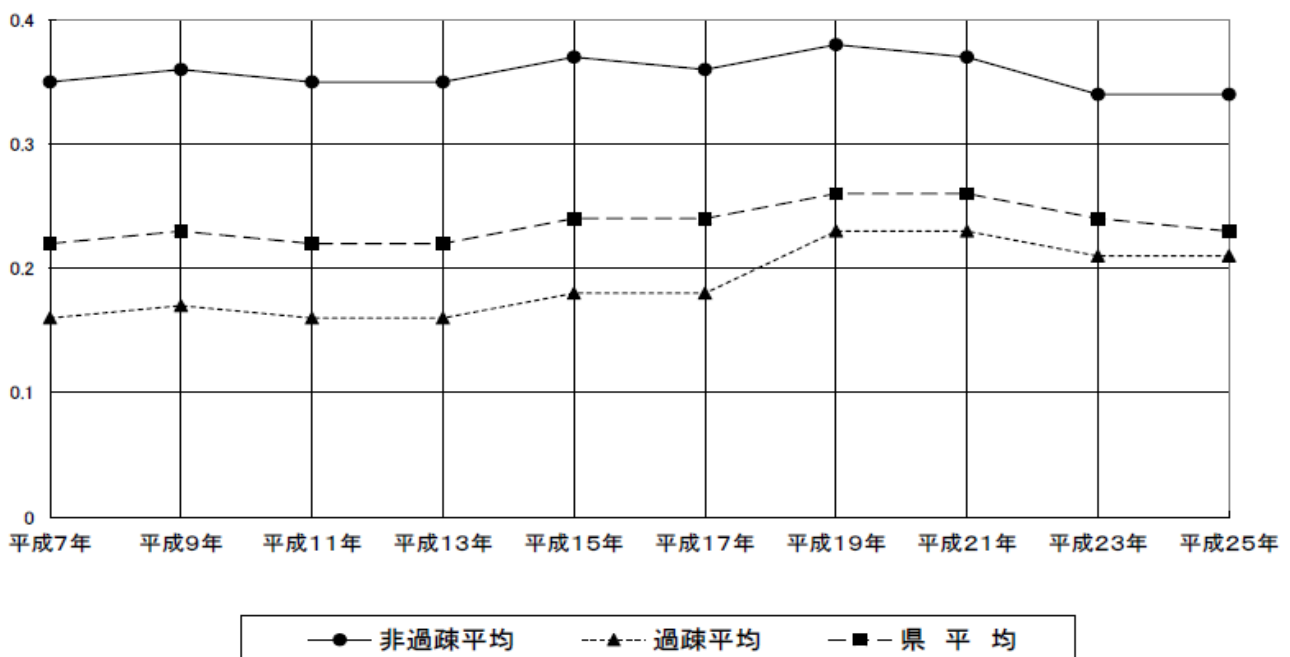
1	仁淀川町	6.03
2	大豊町	6.82
3	大月町	7.12
4	土佐清水市	7.57
5	四万十市 (旧西土佐村)	7.58

※平成 22 年 10 月 1 日現在の人口を基に平成 27 年 4 月 1 日時点の過疎地域エリア区分で算出（国勢調査）

ウ 財政状況

過疎地域の財政力指数の平均は、非過疎地域に比べて低い水準にあります。

市町村財政力指数の推移



	平成 7 年	平成 9 年	平成 11 年	平成 13 年	平成 15 年	平成 17 年	平成 19 年	平成 21 年	平成 23 年	平成 25 年
非過疎平均	0.35	0.36	0.35	0.35	0.37	0.36	0.38	0.37	0.34	0.34
過疎平均	0.16	0.17	0.16	0.16	0.18	0.18	0.23	0.23	0.21	0.21
県 平 均	0.22	0.23	0.22	0.22	0.24	0.24	0.26	0.26	0.24	0.23

※暦年のデータを比較するため、過疎地域の数値は平成 17 年時点の過疎地域エリア区分で算出。

ただし、一部過疎地域のための指数は算出できないことから、平成 19 年以降は一部過疎地域を含む市町村については全域を過疎地域とみなして算出しているため、過疎地域の指数の平均が上昇している。（地方交付税の状況：3 か年平均指数）

エ 公共施設の状況

〔道路整備〕

(ア) 過疎地域の国道、県道の改良状況は、非過疎地域と比べ、改良率で国道については1.7ポイント、県道については16.9ポイントの格差があります。

(イ) 過疎地域の市町村道の整備は、改良状況、舗装状況とも改善されつつありますが、非過疎地域との格差は依然としてあります。

〔上下水道〕

(ア) 過疎地域の上水道の普及率は、非過疎地域に近づいてきましたが、まだ格差が残っています。

(イ) 過疎地域の下水道の普及率は15.5%で、非過疎地域の普及率42.4%とかなりの格差が見られます。(平成26年3月31日現在)

国道、県道、市町村道の整備状況

		実延長 km	現 況	
			改良済 km	改良率 %
国 道	非過疎地域	125.5	106.8	85.1
	過疎地域	531.8	443.4	83.4
県 道	非過疎地域	836.7	535.5	64.0
	過疎地域	1279.7	602.7	47.1
市町村道	非過疎地域	5029.3	2598.0	51.7
	過疎地域	5764.2	2177.5	37.8

(高知県の道路状況：平成26年4月1日現在)

市町村道整備の推移

(単位：%)

	平成15年		平成18年		平成21年		平成24年	
	改良率	舗装率	改良率	舗装率	改良率	舗装率	改良率	舗装率
非過疎平均	44.4	45.5	47.3	47.3	45.5	85.0	49.9	88.9
過疎平均	33.5	34.4	36.6	36.6	34.4	74.5	37.7	77.2
県平均	38.9	39.8	41.8	41.8	39.8	79.6	43.0	82.2

(高知県の道路状況：平成26年4月1日現在)

水道普及状況

		平成 5 年	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
施設数	非過疎地域	1 4 3	1 3 4	1 2 9	9 4	7 8
	過疎地域	3 6 4	3 8 8	3 9 7	3 7 1	3 8 3
	全 県	5 0 7	5 2 2	5 2 6	4 6 5	4 6 1
給水人口 (千人)	非過疎地域	5 5 1	5 6 6	5 7 4	5 4 6	5 1 0
	過疎地域	1 7 7	1 7 4	1 6 9	1 7 7	1 9 2
	全 県	7 2 8	7 4 0	7 4 3	7 2 3	7 0 2
普及率 (%)	非過疎地域	9 0 . 8	9 2 . 2	9 2 . 6	9 3 . 9	9 4 . 7
	過疎地域	8 6 . 1	8 9 . 2	9 0 . 4	9 0 . 6	9 1 . 0
	全 県	8 9 . 6	9 1 . 1	9 2 . 1	9 3 . 1	9 3 . 7

(高知県の水道)

オ 過疎対策事業の成果

昭和 4 5 年、昭和 5 5 年、平成 2 年、平成 1 2 年の 4 次にわたる過疎立法に基づき、過疎対策を計画的、総合的に推進してきた結果、別表（P 5 1～P 5 6）のとおり、公共施設の整備など一定の成果を上げてきました。

（２）過疎地域の課題

本県では、これまでの 4 5 年余りにわたり総合的な過疎対策事業を実施し、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきました。

しかしながら、こうした取り組みにも関わらず特に過疎地域では、人口減少と少子・高齢化が経済の縮小を招くことで若者が県外に流出し、そのためさらに人口が減少するといった負の連鎖により、様々な課題に直面しています。

生活の面では、路線バスなどの廃止により移動手段を確保することが難しくなっているほか、生活用品・用水の確保といった問題が起きています。また、鳥獣による農林作物等への被害の拡大や、地域医療を担う医師の不足などの課題を抱えています。

産業の面では、基幹産業である第 1 次産業の不振が耕作放棄地の増加や森林の荒廃といった状況も招いており、第 2 次産業では、建設業のウエイトが大きく公共事業に依存した状況が見られることから、第 3 次産業も含めた多様な就労の場の創出や新分野への進出が必要となっています。

さらに、過疎地域の産業、文化、生活など様々な活動の場である「集落」では、担い手不足やコミュニティ活動の衰退などとも相まって、住民同士の結びつきやつながりの弱体化が懸念されています。

過疎地域の人口減少と高齢化の著しい進行が予想される中で、過疎地域の住民の方々の暮らしを守り、集落をいかにして維持、再生していくかが大きな課題となっています。

2 過疎地域の自立促進の基本的な方向

(1) 基本的な方向

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、都市に対して食糧・水資源の供給や、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的な機能を担う国民共有の財産とも言え、このような財産である過疎地域は、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境として未来に引き継ぐべき地域であると考えます。

これまで過疎地域が担ってきた国土の保全や水源のかん養、食糧の供給などの重要な機能の維持に加え、森林資源などを活用した新たな循環型エネルギー対策の担い手としても、過疎地域の公益的役割はますます大きくなっていますが、このような役割は、地域に人が住み、生活の営みが続くことにより、その機能が十分発揮できるものと考えます。

本県では、中山間地域の総合対策の柱である「産業をつくる」「生活を守る」を基本に過疎対策を推進しており、地域で誰もが一定の収入を得ながら、安心して住み続けることができる仕組みづくりを目指しています。

今回策定する過疎地域自立促進方針においては、①産業の振興、②交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、③生活環境の整備、④高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進、⑤医療の確保、⑥教育の振興、⑦地域文化の振興等、⑧集落の整備、⑨その他地域の自立促進に関し必要な事項の9つの項目を柱とともに、本県が掲げる「5つの基本政策」と「5つの基本政策に横断的に関わる政策」を総合的に組み合わせる形で策定した「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進することで、過疎地域の実情や新たな動きに対応するための取り組みの推進を図ります。

「5つの基本政策」

- ・ 経済の活性化
- ・ 南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化
- ・ 日本一の健康長寿県づくり
- ・ 教育の充実と子育て支援
- ・ インフラの充実と有効活用

「5つの基本政策に横断的に関わる政策」

- ・ 中山間対策の充実・強化
- ・ 少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大

特に、中山間地域の総合対策の柱の一つである「産業をつくる」については、本県の経済を根本から元気にするためのトータルプランである「高知県産業振興計画」を実行していくとともに、地域で新たな取り組みが生まれ育つ環境づくりを推進します。

さらに、「生活を守る」については、中山間地域の維持・創生に向け、「集落活動センター（地域の支え合いや活性化の拠点）」と「あったかふれあいセンター（小規模で多機能な高知型福祉の支援拠点）」の整備促進を図るとともに、地域の資源や特性を生かした産業づくり支援、

生活用水や移動手段の確保対策等の生活支援などを促進し、産業づくりと生活を守る取り組みを両面から進めます。

また、過疎地域が県内面積の約8割を占める本県にとっては、過疎地域の自立促進は県全体の根幹に関わる事項であり、過疎地域自立促進方針と県の各種計画との整合性や関係機関等との連携を図り、過疎地域の自立促進に向けた取り組みを推進していきます。

3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

交通通信ネットワーク等の整備により、住民レベルの日常生活圏は、市町村の区域を越えて拡大・多様化しており、過疎対策の実施に当たっては、広域的な視点が求められています。このため、過疎地域自立促進方針の策定に当たっては、「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「高知県産業振興計画」、「日本一の健康長寿県構想」やその他の諸計画の内容と整合性を保つよう十分に調整を図ります。

Ⅱ 産業の振興

本県には、全国トップクラスと言われる「食」をはじめ、四万十川や土佐湾といった「美しい自然」、四国八十八ヶ所や幕末の志士などの「歴史、文化」、よさこい祭りやお接待に代表される「人々の活気」、「おもてなしの心」など、全国に誇れる資源が数多く存在します。

こうした『食』、『自然と歴史』、『人』といった本県の「強み」となる資源を最大限に生かしながら、地産外商とあわせて人材確保の取り組みを進め、「所得の向上」と「雇用の創出」につなげることで、過疎地域で一定の収入を得ながら安心して生活していくことができる仕組みづくりを目指します。

1 産業振興の方針

「高知県産業振興計画」を中心として、生産から加工・流通・販売までを見通し、高知県の経済を根本から元気にする取り組みを推進することで、『地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける「高知県」』の実現を目指します。

○足下を固め、活力ある県外市場に打って出ます。

(1) 地産地消の徹底

生産地や県内産業の力を強めていくため、できるだけ県産品を使うことを徹底していきます。

(2) 地産外商のさらなる推進

大きく伸びた外商の効果をさらに拡大していくため、県外市場への売り込みを強化します。

(3) 海外の販路開拓に挑戦

ユズを中心とした食品の輸出で培ってきたネットワークやノウハウを生かして、食品に加え機械系製品も含めた輸出振興に本格的に取り組めます。

(4) 全国に通用する観光地づくり

地域が主体となって観光商品をつくり、これを効果的にPRして売り込み、そしてリピーターになっていただくためのおもてなしに取り組む、といった3つの取り組みをしっかりと連動して進めていきます。

○産業間連携を強化します。

(1) 第一次産業の強みを生かした食品加工の一層の展開

食品表示の適正化や生産管理の高度化を進め、消費者が求める商品づくりを一層推進します。

(2) ビジネスプランづくりから商品開発・販売促進まで一貫したサポート

「ものづくり」の総合力を高め、競争力を備えた「メイド・イン高知」の製品の全国展開を図ります。

(3) 産学官連携によるイノベーションの創出

県内外の産学官民の英知の導入や外部との交流促進による新たな事業展開を支援します。

○足腰を強め、地力を高めます。

(1) 第一次産業の振興

本県の強みである農林水産業の生産地の強化や担い手の確保・育成を図ります。

(2) 中山間地域の暮らしを支える産業づくり

中山間地域においても安心して暮らしていけるよう、地域の特性を生かした新たなビジネスの創出に取り組みます。

○新たな産業づくりに挑戦します。

(1) 防災関連産業の振興

多発する自然災害を通じて磨いてきた本県の防災対策の経験を土台とし、防災関連産業の振興を図ります。

(2) 豊かな自然を産業に生かす

全国トップクラスの日照量や降水量、森林率を誇る、本県の優位な環境を生かした新たな産業の創出に取り組みます。

○産業人材を育成・確保します。

(1) 志ある産業人材の育成

市町村や産業界、大学などと連携し、「志ある産業人材の育成」に力を注ぐとともに、中核人材の確保や円滑な事業承継をサポートします。

(2) 人材確保の取り組み強化

「事業承継・人材確保センター」による中核人材の確保、円滑な事業承継のサポートや、「林業学校」における全国の林業をリードできる人材の輩出など、「人材確保」の取り組みを強化します。

○移住促進により、活力を高めます。

「移住促進によって地域や経済の活性化」につながることを目指して、バージョンアップした移住促進策を積極的に推進します。

こうした基本的な方向性をもとに、農林水産業の振興、地場産業の振興、企業の誘致対策、起業の促進、商業の振興、観光の振興、といったそれぞれの施策に取り組みます。

2 農林水産業の振興

◆農業・農村の振興

農業・農村振興の視点

過疎・高齢化の進行により農業者の減少が進むとともに、農地面積などが継続的に減少するなど、食料供給力が弱まっています。また、生産資材の高騰や農産物価格の低迷などもあり、農業を取り巻く情勢は厳しいものがあります。

こうした状況に対応するため、高品質・高収量な農作物の生産に向けた取り組みにより農業者所得を向上させるとともに、農業の魅力を高め、地域の担い手を確保・育成することで、さらに生産拡大につながる好循環の実現を目指します。

特に、中山間地域の多い本県の農業・農村の情勢はさらに厳しさを増していることから、中山間地域の農業の維持、活性化に向けて、地域で支える仕組みづくりなどに取り組みます。

- (1) 高品質・高収量な農作物の収量アップを目指して、環境制御等の先進技術を活用した次世代型こうち新施設園芸システムの普及などに取り組み、力強い産地を育成します。
- (2) 集落営農の組織化の広がり と 法人化へのステップアップ に取り組みるとともに、地域の特性を生かした農産物の生産や加工、庭先出荷や農作業受託などを行う中山間地域の農業を支える複合経営拠点の整備を推進します。
- (3) ブランド化の推進や、規模に応じた流通・販売の強化と展開を図ります。
- (4) 地域の実情に即した新規就農者の確保・育成と、地域農業の核となる企業的经营体の育成を図るとともに、基盤整備と担い手への農地の集積を促進します。

施策展開の方向

(1) まとまりのある園芸産地総合支援

- ア 生産者がお互いに「学び教えあう場」を設け、篤農家の優れた生産技術を他の生産者に伝えることのできる仕組みづくりに取り組みます。
- イ 野菜の有望品目の導入・産地づくりを推進するとともに、水稻後作の農地の有効利用に組み込みます。
- ウ 花卉の新品目の試験栽培、モデル栽培、実証販売に組み込み、花卉産地の強化に組み込みます。

(2) 環境保全型農業のトップランナーの地位を確立

- ア 天敵を利用した I P M 技術と本県の豊かな自然を活用した自然エネルギーの利用及び有機農業などの技術確立と普及を進めることで、地域の特性を生かした持続可能な農業を推進します。
- イ 環境保全型農業の取り組みを消費地に理解していただけるよう、流通関係者と産地との交流会の開催や、高知の環境に配慮して生産された農産物を活用した新メニューの開発等により、新しい需要や販路の開拓を図り、高知県の安全な農産物として有利販売へつなげます。

（３）流通・販売の支援強化

ア 量販店での継続した取引につなげる取り組みや業務加工需要への取引拡大と販路開拓など、消費流通構造の変化に対応でき消費地から評価されるよう、生産から流通・販売までの一元的支援体制の構築を進めます。

イ 産地側と実需者側の多様なニーズに対応できる販売体制を構築するとともに、より効率的な集出荷の仕組みづくりに取り組みます。

（４）品目別総合戦略

ユズやブンタン等の特産果樹や米、茶、畜産といった地域特性を生かした農畜産物の生産から流通・販売体制を強化し、技術力・経営力の向上などに向けた取り組みを推進します。

（５）集落営農の推進

ア 作業の受委託や農業機械等の共同利用などを行う集落営農を推進することで、効率的な生産体制の確立や農地の有効利用を図り、地域の活性化につなげていきます。

イ 収益性の高い園芸品目等を導入し、集落が一体となって営農活動を行う「こうち型集落営農」を推進します。

ウ 地域の農業の担い手として、営農の継続性を確保できる集落営農法人の育成を推進します。

（６）６次産業化の推進

ア 農業者による生産から加工、流通、販売の一体化や、農業と第２次産業、第３次産業の融合等により、地域ビジネスの新たな展開を促す「６次産業化」を推進します。

イ 直販所の販売形態の充実・強化や、県内の地域特産物のファンづくりと将来の消費拡大を目指して、食農教育を実施するなど、地産地消を定着させる仕組みづくりに取り組みます。

ウ 集落がひとまとまりとなって生産、加工、販売までを手がけ、集落を丸ごと情報発信する仕組みをつくるなど、地域の資源を活用したグリーン・ツーリズムの県内各地域への浸透・定着に向けた取り組みを進めていきます。

（７）中山間に適した農作物等の生産

中山間地域で安定した収入を得るために、シシトウや米ナスなどの主要な夏秋野菜のほか、単価が安定しており、軽労働で投資の少ないミシマサイコなどの薬用作物の安定生産技術を普及させ、生産拡大を推進します。

（８）担い手の育成と生産資源の保全

ア 認定農業者を中心に、女性や高齢者などを含めた、意欲と能力のある多様な担い手を育成・確保します。

イ 産地が求める人材を明らかにした「産地提案書」により、積極的な担い手確保対策を推進します。

ウ 新規就農に必要な農地や施設などの情報提供や技術研修を実施することなどにより、新規就農者の確保・育成に努めます。また、就農後のフォローアップなどの支援活動の充実を図ります。

- エ 中山間地域等直接支払制度などの積極的な活用を通じて、耕作放棄地の発生の防止を図るとともに、小規模な農家や高齢農家などが持続的に農業生産を続けていけるような体制づくりを進めます。
- オ 耕作放棄地の再生利用を推進するため、所有者の意向を把握するとともに、空きハウスなどの情報を収集し、規模拡大農家等への情報提供を行うなど、新たな担い手とのマッチングを支援します。
- カ 地域資源を生かした農村地域の活性化や農業の振興などに意欲的、挑戦的な人材を育成します。
- キ 地形条件や営農形態の特性を踏まえながら、園芸農業の振興、農地集積に直結するほ場整備などを推進します。
- ク 農地中間管理事業の積極的な活用を通じて、地域農業の中核を担う農業者に農地を集積するとともに、地域全体での農地の有効活用を促進します。
- ケ 老朽化した基幹的農業水利施設の維持補修等を計画的に行い、機能回復を図ります。

◆林業の振興

林業振興の視点

木材価格が大幅に低下し、厳しい経営環境にある林業・木材産業界ではありますが、国際的な木材需給の状況や、地球温暖化の防止などに対する森林への関心の高まりなどを好機と捉え、「原木生産の拡大」、「加工体制の強化」、「流通・販売体制の確立」、「木質バイオマスの利用拡大」、「森のものの活用」、「健全な森づくり」の6つの柱に基づき、「本県の豊富な森林資源を余すことなくダイナミックに活用した所得の向上と雇用の創出」を目指すことで、地域経済に貢献します。

- (1) 大型製材施設や木質バイオマス発電所の稼働などによる原木需要の高まりに応えるため、原木の増産に取り組みます。
- (2) 乾燥材など消費者ニーズに対応した高品質な県産材製品の生産に取り組みます。
- (3) 都市部での販売を強化するため、流通・販売体制の確立に取り組みます。
- (4) 原油価格の変動や地球温暖化対策への対応として、循環利用ができる地域の森林資源を活用した木質バイオマス利用の拡大に取り組みます。
- (5) 食の安全・安心や、自然への関心が高まっており、森のものの活用に取り組みます。
- (6) 水源かん養や災害防止など、森林のもつ公益的機能が注目され、特に近年 CO2 吸収源対策としての森林整備が求められているため、健全な森づくりに取り組みます。

施策展開の方向

(1) 原木生産の拡大

ア 森の工場の整備

森林の集約化や効率的な生産システムの導入により、計画的に木材を生産する「森の工場」を整備します。

イ 事業体の育成

地形や森林資源に応じた効率的な作業システムを普及・確立するため、高性能林業機械の導入や路網の整備・改良等を支援します。

ウ 安定供給システムの構築

素材生産業者や森林組合連合会、原木市場、製材工場等の間で協定取引を推進するなど、原木の安定供給体制を整備します。

エ 担い手の育成

(ア) 効率的な生産システムに対応できる担い手を育成・確保します。

(イ) 自伐林家等による生産活動を促進し、所得の向上を目指します。

(2) 加工体制の強化

ア 製材工場等の体制の整備

共同化や大型加工施設の設置により、生産量の拡大を図ります。

イ 製品の品質の向上

乾燥機などの導入の促進により高品質化を図ります。

(3) 流通・販売体制の確立

ア 原木の流通体制の整備

伐採現場から製材工場へと原木の流通を短絡化するとともに安定供給を図ります。

イ 製品の流通体制の整備

産地・消費地間の大ロット輸送と、消費地での配送を効率的に行える体制をつくります。

ウ 地産地消及び地産外商の推進

地産地消及び地産外商を推進し、木造住宅はもとより、県産材をあらゆるところで積極的に使用していきます。

エ 輸出の促進

販路拡大に向けて、木材製品等の輸出に向けた取り組みを行います。

(4) 木質バイオマス利用の拡大

森林資源の新たな用途としてエネルギー利用の拡大に取り組みます。

(5) 森のものの活用

ア 森の資源の活用（炭やシイタケなどの特用林産物の活用）

地域のあらゆる資源を多彩に組み合わせることで付加価値を高め、中山間地域での所得の向上を図ります。

イ 都市との交流の促進（間伐体験や森の散策など、森林そのものを活用）

森林資源を活用し、森林・林業体験や森林セラピーなどエコツーリズムを推進し、都市との交流人口を拡大します。

(6) 健全な森づくり

森林の適正な管理

森林所有者の管理意識の醸成と森林情報の把握に努め、荒廃森林の解消に向けて間伐など必要な施業を実施するとともに、Jークレジットの創出を積極的に推進し、適正に管理ができる仕組みづくりに取り組みます。

また、持続可能な森林づくりを図るため、今後増加が予想される伐採跡地の再生造林や獣害防止対策を支援するとともに、コンテナ苗の導入を促進するなど再生造林の低コスト化に取り組みます。

◆水産業の振興

水産業振興の視点

魚価の低迷による漁業経営の圧迫や漁業就業者の減少・高齢化など、本県水産業の厳しい状況を打開し、漁業者とその家族が将来にわたって漁村で生活していけるよう、所得の向上と雇用の場の確保に取り組みます。

- (1) 県内市場への水揚げ促進や養殖業の振興により、安定した漁業生産量を確保します。
- (2) 移住促進策との連携や受け入れ体制の強化などにより新規就業者の参入を促し、漁業の担い手を確保します。
- (3) 大都市圏での外商ビジネスを拡大・強化するなど、本県水産物の販売力の強化と魚価の向上を目指し、地産地消・外商の取り組みを進めます。
- (4) 養殖魚を中心とした加工ビジネスの拡大や、伝統的な水産加工業を振興し、地域の雇用の場を確保します。
- (5) 滞在型・体験型観光の推進や、資源豊かで賑わいのある河川づくりに取り組み、地域資源を活用した交流の拡大を図ります。
- (6) 水揚げ・流通の拠点となる漁港の整備や漁村における南海トラフ地震対策など、安全で活力ある漁村づくりを進めます。

施策展開の方向性

(1) 漁業者の収入増加

(生産量、品揃えの確保、漁獲物の安定確保)

- ア 耐用年数を迎えた黒潮牧場(浮魚礁)は、漁獲の増加が見込まれる位置への移設を検討し、順次計画的に更新します。
- イ 釣り漁業の主要魚種の県内市場への水揚げを促進するため、カツオ一本釣用のイワシ活餌の県内での供給体制や、メジカやキンメダイなどの効果的な漁場探索手法の構築を進めます。
- ウ 市町村や漁協が実施するつきいその設置や藻場造成活動など、燃油高騰や就業者の高齢化を考慮した近場漁場の整備を支援します。
- エ 定置網漁業の収益性を向上するため、漁具の調査、改良への支援や急潮対策を実施するとともに、人材の育成を推進します。
- オ 養殖業の経営基盤を強化するため、研修の実施や養殖業者の協業化の促進に取り組むとともに、企業等と連携した人工種苗生産、中間育成ビジネスの育成を推進します。
- カ 養殖生産の安定に向けた漁場環境調査や魚病対策を継続するとともに、養殖生産物の流通・販売の強化を進めます。
- キ 漁船への省エネエンジンの導入や資源管理・漁業経営安定対策を推進し、燃油や餌料の価格の高騰に強い漁業経営の確立に努めます。
- ク 市町村や漁協が実施する種苗の放流等を支援します。

(2) 漁業の担い手の確保

- ア 漁業就業者を確保、育成するため、就業希望者を積極的に勧誘し、技術習得や独立を支援します。
- イ 受入体制の強化や移住促進対策との連携により、新規漁業就業者の参入を促進します。
- ウ 企業等の参画による新たな担い手の確保・育成対策を進めます。

(3) 地産地消・外商の推進

(高品質な生産物の確保[鮮魚の商品化])

- ア 鮮度保持・衛生管理・規格選別に対する漁業者や市場関係者の意識・行動の変革を図ります。
- イ 高度衛生管理に対応した市場施設の整備を促進するとともに、拠点市場への重点投資及び必要性の高い市場への鮮度保持・衛生管理施設の更新などを支援し、高品質な生産物の確保を図ります。

(産地市場での競争性の向上)

市場統合に向けた関係者との協議の場づくりやハード整備を行うことで、分散化した市場の集約を図ります。

(高知家の魚の消費拡大)

- ア 量販店、鮮魚店、飲食店、消費地市場、漁協等と連携したPR活動等を通じて、県内における県産水産物の消費拡大を進めます。
- イ 業務筋との取引の拡大や消費地市場とのネットワークの強化などを通じて、大都市圏での外商ビジネスの拡大・強化に取り組みます。

(4) 水産加工業の新たな事業化の推進・伝統的な水産加工業の振興

(水産加工業の新たな事業化)

- ア 雇用の場を確保するため、漁業関係者による6次産業化や民間企業と漁業関係者との連携による産地加工の取り組みを支援します。
- イ 前処理加工・冷凍保管等の事業化を推進し、消費者や業務筋のニーズへの対応を図ります。

(伝統的な加工業の振興)

地域の伝統的な水産加工業である宗田節やイワシシラス加工業の振興に取り組む零細な加工業者が経営的視点を持てるようにするとともに、商品開発から販売までの取り組みを総合的に支援します。

(5) 地域資源を活用した交流拡大

(滞在型・体験型観光の誘客)

漁村・地域での受入体制の強化、受入基盤の整備を行うとともに、全県的な情報の一元化、共同販売体制の構築を行い、滞在型・体験型観光機能づくりを進めます。

(資源豊かで賑わいのある河川づくり)

- ア 種苗放流を実施するとともに、産卵場の造成や外来魚、カワウの駆除の取り組みを支援し、資源の維持・増強を進めます。
- イ 県外へのアユ等河川資源の情報発信や、アマゴ釣り場を冬季の誘客資源として活用し、全国から人を呼ぶことで賑わいのある川づくりを推進します。

(6) 生産流通基盤の整備と安全で活力ある漁村の形成

- ア 水揚げ・流通や避難の拠点となる漁港の効率的かつ効果的な整備を推進するとともに、漁港施設の長寿命化対策を実施します。
- イ 南海トラフ地震に備えるための、漁村における避難路・避難場所等の整備や、屋外燃油タンクの減災対策、地域の創造力を生かした活力ある漁村づくりに取り組みます。

3 地場産業の振興

地場産業振興の視点

- (1) 農山漁村の特色ある資源や技術を活用し、基幹産業である農林水産業と他の産業との組み合わせにより、地域産物の付加価値を高め、地域の顔となる特産品づくりを進めます。
- (2) 経費節減等の合理化を進め、更に先端技術の導入、異業種間交流、販売マーケティングの戦略や地域ブランドの形成等により、過疎地域における事業者の経営力を強化し、地域の活力と発展力を高めます。
- (3) 地域の取り組みを成功に導き、地域自体が力をつけていくため、地域の産業を支える中核的な人材を育成、確保します。
- (4) 農商工連携など産業間連携をはじめ、企業間の協力や地域間の連携により、地場産業と地域文化等をセットでPRするなど、地域における様々な形態の連携の仕組みづくりを進めます。
- (5) 地域の産業の足元を固めるため、地域のものは地域で消費する“地産地消”の取り組みを強化します。
- (6) 高知のものを磨き上げ、首都圏や近畿圏などの消費地や、海外も視野に入れたより大きな市場に売り出していく“地産外商”の取り組みを積極的に進めていきます。

施策展開の方向

(1) 地域の顔となる特産品づくり

(商品・製品の強化)

- ア 成長が期待され潜在力のある分野や南海トラフ地震への備えを連動させた防災関連分野に重点的な支援を行い、地域の強みや地域資源などを活用した新しい産業の振興を促進します。
- イ 第1次産業の付加価値を高める機械や、作業の省力化・効率化を図る機械を県内で製造する取り組みを推進し、ものづくり企業の技術力の強化を図ります。
- ウ 地域の歴史と伝統に根ざした資源や技術を活用して製作される製品について、規格やデザインの改良等により、現代のニーズにマッチした新しい伝統産業として再生を図ります。
- エ 小規模なビジネスを発掘し、その生産・販売を支援します。また、小規模なビジネス等を集約しながら多角的なビジネスを展開する「拠点ビジネス」の整備や運営を支援します。

(販路の開拓)

- ア インターネット等を活用した企業情報の発信や、商談会の開催、展示会への出展支援の取り組みを行うことで、販路の開拓を支援します。
- イ 深層水マーケットの底上げに向けた他の取水地との連携や、観光・物産事業者との連携を図り、海洋深層水のブランド力を高めることによって販路開拓を進めます。

(2) 経営力の強化

- ア 情報ネットワークの有効活用による経営戦略を構築することで経営の近代化を促進します。

- イ 道路や港湾などの基盤整備の進捗に伴い、広域的な視点に立った管理・流通施設や福利施設の共同化による合理的経営の促進を図ります。
- ウ 国際化の流れを踏まえ、海外の産地との国際競争を視野に入れた生産体制確立を推進します。
- エ 事業化に当たっての支援や新商品の販路開拓を支援します。

(3) 産業人材の育成と確保

- ア 大学との共同研究の促進や公的試験研究機関の活用等、産学官の連携を一層進めることにより、技術力の向上を図ります。
- イ 伝統的な「技」、職人技術を積極的にPRし、後継者の育成を図ります。
- ウ 学校と産業界、企業の連携強化による企業実習や企業研修を実施します。
- エ しごと体験枠の拡充やキャリアカウンセラーの増員などジョブカフェの機能を充実します。
- オ 高等技術学校での在職者訓練や企業自らが行う研修会への講師の派遣を進めます。
- カ 県内出身の県外大学生への県内企業に関する情報提供の強化により即戦力となる人材の確保に努めます。
- キ 「高知しごとネット」による求人求職情報の円滑な提供を行います。
- ク 座学に加えて実践を組み合わせた研修等、人材育成の場の充実を図ります。

(4) 他産業との連携の強化

- ア 基幹産業である農林水産業と他の産業との業種間交流を促進し、一層の連携を深めることで、より付加価値の高い、魅力あるものづくりを進め、新しい産業展開を図ります。
- イ 商工会や農業協同組合、森林組合を中心とした、地域での産業おこし等への取り組みを支援します。

(5) 地産地消の推進

- ア 量販店等と連携して地産地消に対する意識を高める取り組みを進めていきます。
- イ 消費者と直販所・量販店等の交流機会の拡大のための取り組みを進めていきます。
- ウ 住宅や施設等への県産材の活用や学校等への木製品の導入など、木材に関する地産地消を推進します。
- エ 加工や機械設備の製造など付加価値を高める工程を県内で行う、いわゆる“ものづくりの地産地消”を進めることにより、県内産業の力を強化します。

(6) 県外、海外への販路開拓、販売拡大の促進

- ア 首都圏アンテナショップ「まるごと高知」におけるテストマーケティング等を通じて収集した消費者ニーズ等を踏まえて商品の磨き上げを行うとともに、外商活動を基軸とした県産品の販路開拓と販売拡大を促進します。
- イ 高知が強みを持つ農水産物について、生産から加工、流通、販売までの一貫した外商加速化戦略を構築し、実践します。
- ウ 生産管理の高度化に向けた支援体制を強化し、外商活動に必要な高度な衛生管理の普及に向けて、集合研修や専門家による個別指導等を実施します。

4 企業の誘致

企業誘致の視点

過疎地域の経済活力を高め、新たな就労の場を創出していくためには、企業を受け入れる風土づくりが重要であることから、こうした風土を醸成するため、市町村と連携して、企業誘致や立地後の支援体制の整備に取り組みます。

- (1) 工業団地等、企業立地基盤などの誘致環境の整備を促進します。
- (2) 事務系職場や本県の強みを生かした第一次産業分野など、より幅広い観点からの企業誘致を推進します。
- (3) 企業のアフターケアを一層充実していきます。

施策展開の方向

(1) 誘致環境の整備促進

企業立地の受け皿となる工業団地等、立地基盤や助成制度の整備など市町村の誘致体制の充実を促進します。

(2) 積極的な誘致活動の展開

(地域資源などを生かした誘致活動の推進)

市町村の誘致活動を促進・支援するとともに、県外事務所や関係機関との連携を強化し、事務系職場や本県の強みを生かした第一次産業分野などへの、より幅広い観点からの企業誘致を推進します。

(6次産業化の推進)

企業立地の推進に努め、地域の各種団体が立地企業の生産技術や販売ルートを活用できる仕組みづくりを行うことにより、地域資源の高度利用を促進し、地域の富を高めていきます。

(3) 立地後の支援（アフターケア）

立地した企業に、人材確保支援や技術研修などの細やかなアフターケア対策の実施に加え、継続的な投資を促進しやすい環境づくりに取り組み、地方の一工場でなく、主力生産拠点として、本社からも高い評価を受けることのできるような「強い工場」づくりに努めます。

5 起業の促進

起業促進の視点

- (1) 地理的ハンディキャップからくる時間距離の制約や、マンパワーの活用の非効率などの諸問題を克服するため、情報産業の育成やテレワークの推進に努めるとともに、地域の強みとなる「自然」や「歴史・文化」といった地域資源を生かした活用をしつつ、自然と調和した産業の振興をはじめ、多様な業種において、コミュニティビジネスなど、過疎地域の特徴を生かした起業化を推進します。
- (2) 第1次産業との融合化の促進など、食品分野等での異業種交流や共同研究を進めるとともに、今後、成長が期待できる分野での産学官連携を進めることで、新たな分野への進出や新製品の開発を支援していきます。
- (3) 小さなビジネスから新事業への展開や、建設業の新分野進出を推し進め、過疎地域における若者等の働く場の確保につなげていきます。
- (4) 過疎地域における産業振興の取り組みを継続していくためには、地域の取り組みを中核となつて推進していく人材の存在が欠かせないことから、今後の地域産業を創造・リードする新たな人材の育成・確保に取り組みます。

施策展開の方向

(1) 起業化支援

- ア シーズ段階から実用化に至るまでの研究開発を産学官の連携のもとに推進し、多様な業種において、起業を推進します。
- イ 異業種交流などの人的ネットワークづくりの場やホームページ、広報誌を通じて情報の提供に努めます。
- ウ 事業の基礎となる特許の流通を促進し、技術力をもとにした事業化の支援に努めます。

(2) 新たな産業づくり

- ア 産学官連携の仕組みづくりを行い、食品分野などの共同研究を推進するとともに、大学の研究成果と企業のニーズのマッチングを促進します。
- イ まんがに代表される県内に潜在するコンテンツを発掘するとともに、それらをビジネスにつなげていく仕組みづくりを支援します。
- ウ 健康福祉分野のニーズや市場情報、専門家の助言等による具体的なプランづくりを進める場の提供や、複合的な福祉サービスの提供を支援します。

(3) 新事業展開の促進

- ア 建設業の新分野進出に係る様々な課題を解決するため、地域での支援体制を構築します。
- イ 建設業の新分野進出を促進する環境づくりを推進します。

(4) 新たな人材の育成・確保

- ア 座学に加えて実践を組み合わせた研修等、人材育成の場の充実を図ります。
- イ 地域産業の担い手や専門的なノウハウを持った中核人材の確保に取り組みます。

6 商業の振興

商業振興の視点

地域経済に貢献する商業の活性化や地域生活者の視点に立った商業機能の維持に必要な支援に取り組みます。

- (1) 魅力ある個店づくりに向けた経営改善のための指導を行います。
- (2) アンテナショップなどの設置を支援し、地産地消、地産外商を推進します。
- (3) 情報通信技術の進展に対応するため、インターネット等を活用した事業者等の取り組みを推進します。
- (4) 商店街の振興や中心市街地の活性化を図る取り組みを支援します。

施策展開の方向

(1) 経営改善の支援

- ア 魅力ある個店づくりや外貨の獲得に重点を置いた経営改善の指導に取り組みます。
- イ 経営改善に取り組む事業者に対し、経営内容の診断・指導のための専門家を派遣するなどの支援に取り組みます。

(2) アンテナショップ等の活用の推進

地域外への販路を拡大するため、アンテナショップや産直ショップの設置を支援します。

(3) 商店街の振興等

- ア 商工業者等が地域住民の需要に応じた取り組みを行うことを支援します。
- イ 商店街の振興のため、新しく商売を始めたい人のために空き店舗活用を支援します。
- ウ 観光との連携による地域の商業の活性化を推進します。

7 観光の振興

観光振興の視点

400 万人観光が定着しつつある現状を踏まえ、次の目標として掲げている 435 万人の入込客数を目指し、「地域が一体となった戦略的な観光地づくりの推進」と、2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会も見据えた「国際観光の抜本強化」の 2 点に特に重点を置いて、「旅行商品をつくる」、「売る」、「もてなす」という一連のサイクルをより強化していきます。

施策展開の方向

(1) 観光資源の発掘と磨き上げ

- ア 過疎地域にある自然、歴史、文化といった優れた観光資源を生かすため、新たな観光資源の発掘や継続的な磨き上げを推進します。
- イ 広域ブロックごとに一泊以上滞在できる観光エリアを作りあげるため、観光客のニーズに対応しつつ、それぞれの地域の特性を生かした広域観光周遊ルートづくりを行います。
また、広域観光を推進する組織の強化を進めるとともに、地域博覧会の開催などを通じて、旅行商品の開発や観光人材の育成、魅力ある観光地づくりを推進します。
- ウ 入込客が減少する時期に、「南国高知」の強みや魅力を生かし、「食」、「歴史」、「体験」、「自然」、「スポーツ」などを中心としたプロモーションを進め、観光客の誘致に取り組みます。

(2) 人材の育成

- ア 観光資源の魅力を直接観光客に伝える観光ガイドやインストラクターの育成を図るとともに、各地域で活動している観光ガイド組織の強化とネットワーク化を進めます。
- イ 民間のアドバイザーを活用して、観光 PR の戦略づくりや受入態勢の整備を行います。
- ウ 観光客が安らぎを得られるような「おもてなしの心」の浸透と滞在型・体験型観光の気運づくりを図るため、観光産業従事者等への研修、講演会等を開催し、地域住民の意識の向上に努めます。

(3) 受入態勢の整備

- ア 航空機や JR など由来県される観光客の利便性を図るため、周遊バスの運行など、県内の観光地を結ぶ交通手段の確保に努めます。
- イ 観光客が快適な旅行を楽しむため、観光施設の整備や観光案内板、誘導標識の設置などを進めるとともに、観光案内板等やパンフレットの多言語化など、外国人観光客への対応を強化します。
- ウ 観光振興を進めるための施設整備等については、自然環境や景観に十分配慮するとともに、観光客に対して、高知のすばらしい自然環境を次世代に引き継いでいくことの大切さを理解していただくことにも努めます。

(4) 観光PRやプロモーション活動の強化

- ア インターネット等による効果的な情報提供に努めるとともに、首都圏等のマスメディアへのパブリシティ活動を行うなど、マスメディアを有効に活用し、都市部を含め全国からの誘客を図るための情報を継続的に発信します。
- イ 過疎地域の豊かな地域資源を活用した旅行商品化を行い、旅行エージェントに対する営業活動を強化します。
- ウ 過疎地域の豊かな自然環境等を生かし、ロケーション撮影の誘致を推進します。
- エ 海外向け情報発信コンテンツの充実など、外国人観光客の誘客への取り組みを抜本強化します。

(5) 他の産業分野との連携

- ア 首都圏アンテナショップ「まるごと高知」における観光情報の発信を行います。
- イ 観光と連動した過疎地域の特色ある特産品や食の情報発信を行うとともに、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、森林セラピー、間伐体験など、山・川・海の自然をフィールドとした教育旅行の受入を行うなど、第1次産業や商工業等との情報共有と連携を推進します。

Ⅲ 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

道路交通網の整備や生活交通の手段の確保など、過疎地域の生活基盤整備に努めるとともに、電気通信施設の整備や情報化の推進による過疎地域の自立促進に向けた新たな可能性を広げていきます。

また、自然、歴史、文化などをテーマにした地域間交流やＵＩターンなどの移住を促進し、地域の元気づくりと産業の担い手づくりを推進します。

1 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針

- (1) 広域連携の視点に立った道路交通網の整備を図るとともに、自然環境を生かし、木の香る道づくりの推進など自然に優しい道路整備に取り組み、過疎地域の自立促進を図ります。
- (2) 農道、林道については、国道、県道、市町村道等との関連に十分配慮した整備を促進します。
- (3) 過疎地域における住民の生活に密着した公共交通機関の維持と、その利便性の向上を図るため、情報端末を主要施設に設置し、利用者の要望によって運行するデマンドバスなど、情報通信技術を利用した交通システムの整備を進めます。
- (4) 電気通信施設の整備及び情報化の推進については、過疎地域の産業振興や利便性の高い生活環境の実現、住民サービスの維持、向上などを図るため、地域の実情に応じて、必要な整備と継続的な運用を進めます。
- (5) 交流人口の拡大は、過疎地域の活力に結びつくと同時に、経済波及効果をもたらす場面でもあることから、地域独自の自然、歴史、文化などを活用し、地域間交流を促進します。
- (6) 移住相談窓口の充実、地域での受入体制づくりの支援、地域情報の発信などの取り組みを行い、本県への移住を促進します。

2 国道、県道及び市町村道の整備等

(1) 国道及び県道の整備及び維持管理について

ア 国道及び県道は、地域間交流の促進と地域生活の快適性や安全性の向上を目指して、次の方針を基本として整備に取り組みます。

- ・交通安全を確保する道路整備の推進
- ・すぐよくわかる情報化の推進
- ・地域産業の活性化を支援する道路整備の推進
- ・観光振興を支援する道路整備の推進
- ・災害に強い道路ネットワーク等の整備の推進

イ 「道路橋の長寿命化修繕計画」に基づき、効率的・効果的な道路橋の維持管理に取り組みます。

(2) 市町村道の整備及び維持管理について

ア 市町村道のうち、集落と集落又は公共施設、過疎地域とその他の地域を結ぶ市町村道に重点を置き、県代行事業の活用などにより、総合的かつ効率的な整備等を進めます。

イ 建設後一定以上の年月が経過した高齢化橋梁の安全性や信頼性を確保するため、橋梁点検を実施し、日常的な維持管理を徹底します。また、維持管理コストの縮減を図るため、長寿命化修繕計画を策定するとともに、予防・保全的な修繕工事を実施します。

(3) 整備目標について

- ア 過疎地域の国道については、改良率 85.6%、県道については、改良率 48.1%を整備目標（平成 32 年度）とし、整備を進めます。
- イ 高速道路など広域的な幹線道路網の早期整備を促進します。
- ウ 交通事故の縮減を図るため、事故多発地点の整備を重点的に行います。

3 農道、林道の整備

(1) 農道の整備について

農業生産の効率化、農産物流通の合理化及び農村の生活環境改善を目的として、他の道路整備事業などと連携を図りながら計画的に整備します。

(2) 林道の整備について

- ア 森林の適正な管理、効率的な森林施業、就労環境の改善を図るため、計画的に林道の整備を行います。
- イ 生活道として利用される森林管理道については早期供用を目指し重点的な整備を行います。

4 生活を守る交通確保対策及び物流の仕組みづくり

(1) 公共交通の維持・確保

- ア 高齢化の進む過疎地域での日常生活や地域の活性化等を支える交通手段を確保するため、鉄道、バス路線、フェリー航路及び離島航路等の維持・確保を図ります。
- イ 限られた予算の中で、効率的な運行を行うため、従前の仕組みにとらわれることなく、新たな発想により、地域の実態にあった次のような運行方法などの導入を図ります。
 - ・デマンド型乗合タクシーやデマンドバスの採用
 - ・行政、住民、事業者等の協力による様々な運行形態
 - ・スクールバスへの一般客の混乗
 - ・役場への申請書、広報誌等を備えたバスの運行
 - ・自転車も乗せることのできるバスの運行
 - ・観光地を通る生活バス路線の設定
 - ・一人暮らしの高齢者の見守りなど福祉的な視点を付加したバスの運行
 - ・単にバスを待つだけでない多機能型バス停の設置
 - ・ハイブリッドなど新しい技術を取り入れた車両の導入 など

(2) 物流の仕組みづくり

過疎地域での物流手段の確保は、地域住民の生活の維持、福祉の向上や地域の活性化等を

図るためにも必要不可欠であり、次のような地域の実情に応じた物流方法等の検討を行い、その具体化を図ります。

- ・地域住民が農産物等を自ら出荷することが難しい地域では、生産者各戸へのきめ細やかな集荷や直販所等に出荷する庭先集荷の仕組みづくり、また、住民ニーズに沿った新たなサービスとして見守り機能や買い物代行等を付加
- ・過疎地などの商業拠点が少ない地域において、郵便、新聞配達や牛乳配達等の既存の物流網を「共同配送」することで物流網の維持コストの引き下げ
- ・物流のみではなく、人の輸送も併せて行うことのできる制度の検討・実施 など

5 電気通信施設の整備

- (1) 地域間の情報格差は、過疎化を一段と助長する原因となることから、ブロードバンドや携帯電話のサービスエリア拡大など、地域のニーズに対応した電気通信施設の整備に関する取り組みを進めます。この取り組みに関しては、電気通信事業者による対応を基本とし、公的関与の必要性を判断しながら地域間格差の解消に向けて進めます。
- (2) テレビ放送については、受信できる地域とできない地域では、日常生活そのものに大きな格差が生じてくることから、市町村及び放送事業者等と連携を取りながら、難視聴対策への取り組みを進めます。

6 情報化の推進

- (1) 情報化により、保健、医療、福祉、教育の分野などにおけるサービスの多様化や高度化を図り、住民サービスの向上につながる取り組みを進めます。
- (2) ICTネットワークの活用による診療支援や情報の共有を行い、医療機能の地域偏在に対応した医療連携体制の構築を図ります。
- (3) 豊かな自然や文化等を生かした地域独自の魅力や個性ある取り組み等について積極的な情報発信を行い、都市部との交流を促進するなど、情報化による地域の活性化を図ります。
- (4) テレワークやICTを活用した特産品の販売など、本県が抱える地理的なハンディキャップを克服した就業や起業につながる取り組みを進め、雇用の創出と産業の振興を図ります。
- (5) 行政の情報化を進め、ホームページなどにより県民への情報提供を積極的に行い、事業を広く県民に周知することにより、官民協働の取り組みを進めます。
- (6) 県民の経済活動や日常生活において、情報通信機器を活用する場面が今後さらに増加すると見込まれることから、県民の情報リテラシー向上に関する取り組みを進めます。
- (7) その他、情報通信技術を活用しながら、地域の活性化や住民サービスの維持、向上につながる取り組みを進めます。

7 地域間交流の促進

- (1) 温泉等を核とした交流・滞在施設や、各地域で取り組まれている多様なイベント、あるいは、姉妹都市縁組みなどの国際交流等を通じて、様々な交流を進めます。また、都市住民の多様なライフスタイルの実現等の要請に応えていくため、地域の特性を生かしたグリーンツーリズム

やブルーツーリズムなどの体験型余暇活動を促進し、地域間交流の拡大を図ります。

- (2) 吉野川や物部川流域などで取り組まれている上下流連携・地域間交流を促進し、流域住民を含め、広く一般県民を対象として、自然保護や水源のかん養等に対する意識の醸成・向上に努めます。
- (3) 神楽など地域固有の伝統文化の保存・振興を図るとともに、神祭などを通じて共通の伝統文化を持つ県内外の地域との交流を促進し、個性ある地域づくりを推進します。
- (4) 余暇活動に対する都市住民の多様なニーズに応える情報を、首都圏新アンテナショップなどを活用して発信し、過疎地域と都市との交流を促進します。
- (5) 過疎地域相互、また、過疎地域と都市との情報ネットワークの整備などにより、情報発信機能の強化を行い、地域のイメージアップを図るとともに、空家や廃校など現在使用されていない建物の有効活用等による交流の場の整備に努めます。
- (6) 「農ある暮らし」や「いなか暮らし」といったライフスタイルを楽しみながら地域住民と交流する機会の創設を進め、過疎地域と都市との交流を推進します。

8 移住の促進

- (1) 「高知を知って・好きになってもらう」ため、高知家プロモーションと連携した多様な情報を発信していきます。
- (2) 「移住に関心を持ってもらう」ため、「移住と言えば高知県」というイメージを持ってもらえるような独自性の高い情報を発信していきます。
- (3) 「移住に向けた主体的な行動に移ってもらう」ため、関心から行動へと促すための情報や機会を提供していきます。
- (4) 「移住について真剣に考えて決めてもらう」ため、「移住・交流コンシェルジュ」、「市町村の「移住専門相談員」などが綿密に連携し、移住希望者に寄り添いながら、不安の解消に向けたサポートや、きめ細かな情報提供などを行います。また、市町村と連携し、移住者の受け入れ体制を整備します。
- (5) 「高知に安心して住み続けてもらう」ため、地域になじんでもらい、住み続けてもらえるよう、情報や機会の提供とサポートの充実を図ります。

Ⅳ 生活環境の整備

県内の過疎地域では、都市部と比べて水道施設等の普及や消防防災・救急搬送体制等、及び住環境の整備が十分ではない地域があることに加え、特に南海トラフ地震発生時には、地域の孤立をはじめ、甚大な被害を受けるおそれがあることから、住民が安全・安心かつ快適に暮らせるよう、ソフト・ハード両面において、地域の特性に配慮し、計画的な生活環境の整備を進めます。

1 生活環境整備の方針

- (1) 地域の特性に配慮した水道施設の整備を推進し、安全・安心な生活用水の安定確保を図るとともに、公共下水道等集合処理や浄化槽の設置などによるトイレの水洗化により、都市的生活指向に対応した施設の整備を推進します。
- (2) 平時及び南海トラフ地震等の有事に備えた消防救急や災害対応力の向上を図ります。
- (3) 水源のかん養、自然災害対策、景観の保全など、森林などの公益的機能を維持するための保全活動を、県民や関係機関とともに推進します。
- (4) ゴミの分別やリサイクルなど、暮らしに身近な生活環境の整備に関する取り組みを推進します。
- (5) 公的住宅の整備、住宅の耐震化、景観に配慮したまちづくりなど、安全・安心で快適な居住環境の整備を推進します。

2 簡易水道、污水处理施設等の整備

(1) 簡易水道等の整備

- ア 過疎地域における水源の確保及び水資源の有効利用の観点から、計画的に整備を進め、普及率の向上を図ります。
- イ 老朽化等により、機能が低下した施設等の更新や改良による整備を促進します。

(2) 污水处理施設の整備

- ア 污水处理については「高知県全県域生活排水処理構想」に基づき効率的・計画的に集合処理（公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等）や個別処理（浄化槽）を実施し、公共用水域の水質保全、生活環境改善を図ります。
- イ 下水汚泥の再資源化に取り組むことにより、適正処理の確保に努めます。
- ウ 公共下水道事業については、地域及び市町村の実情に応じて県による代行制度の活用を図っていきます。
- エ 公共下水道等の導入が難しい地域においては、浄化槽の普及を推進します。

3 消防防災及び救急搬送体制等の整備

(1) 消防・防災体制

- ア 消防施設設備の近代化を推進し、過疎地域の実情に応じた消防力の充実を図ります。

- イ 消防防災ヘリコプターの活用を図ることにより、迅速かつ的確な消防・防災活動を推進します。
- ウ 南海トラフ地震等による被害の最小化を図るため、「南海トラフ地震対策行動計画」に基づき、孤立地域へのヘリコプター場外離着陸場の整備など、様々な対策を促進します。
- エ 消防団の充実強化や自主防災組織の設立、活性化を図るとともに、地域が主体となった防災訓練の実施や消防学校での教育訓練による団員等の資質の向上を図るなど、地域の災害対応力の向上を図ります。
- オ 各市町村における、避難支援の関係者と福祉の関係者が一体となった避難行動要支援者の個別計画の作成等の取組みを支援します。
- カ 災害時の避難所での避難生活に支障のある方を対象とした福祉避難所の整備促進・機能強化を図る市町村の取組みを支援します。
- キ 災害発生時に市町村において早急に福祉避難所の立ち上げができるよう、福祉避難所として利用可能な社会福祉施設を把握し、市町村に情報提供します。

(2) 救急搬送体制

- ア 高規格救急自動車の導入や高度救命用資機材の整備を推進するほか、救急救命士の計画的な養成、救急隊員に対する教育訓練の充実を図り、救急業務の高度化を図ります。
- イ 救急患者の救命率の向上を図るため、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、ドクターカーを活用するとともに、こうち医療ネット（高知県救急医療・広域災害情報システム）を活用した救急隊の搬送実績情報、救急車内の患者情報の医療機関との共有により救急医療連携体制の充実を図ります。
- ウ 傷病者等の救命効果を高めるため、救急隊が到着するまでに住民等による適切な応急手当が実施されるよう、応急手当の普及・啓発活動を推進します。

(3) 情報収集伝達体制の整備

- ア 安全・安心な暮らしの確保を図るため、各地域と市町村とを結ぶ市町村防災行政無線などの防災情報伝達システムの整備を推進します。
- イ 県、市町村及び防災関係機関を結ぶ県防災行政無線システム及び県総合防災情報システムによる的確な防災情報の収集、伝達、共有に努めるとともに、県民への情報提供の充実を図っていきます。

4 森林などの公益的機能を維持するための保全活動

- (1) 人工林の間伐を推進することで荒廃森林を防止し、森林の公益的機能の維持に努めます。
- (2) 森林の持つ役割などの重要性を情報発信していくことや、県民一人一人が森林を守る活動に参加し、また自ら行動することによって山を守り育て次代へと引き継いでいくための活動を支援します。

5 暮らしに身近な生活環境の整備

- (1) 「清潔で美しい高知県をつくる条例」に基づき、美観の保持及び回復に向けて県民が一体と

なった取り組みを進めるとともに、河川や大気など環境監視の継続、県民への情報提供などを通じて、生活環境の保全に努めます。

- (2) 土砂災害など自然災害から人命や財産を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、土砂災害に関する情報の伝達や警戒避難に必要な情報の周知など警戒避難体制等のソフト対策を充実させていきます。
- (3) 波浪・高潮による越波被害から人命や財産を守る海岸保全施設を整備し、地震に強く津波から安全に避難できる防災機能の充実を図ります。
- (4) 台風や集中豪雨などによる洪水被害や高潮被害から人命や財産を守るため、河川改修を推進するとともに、土砂の堆積や草木の繁茂状況を調査しながら、治水上支障のないよう、適切な管理に努めます。
- (5) 一般廃棄物処理について広域的な取り組みを進め、減量・再資源化に努めるとともに、高度処理が可能な施設整備を図ります。

6 安全・安心で快適な居住環境の整備

- (1) 高齢者や子育て世帯などが安全で安心に生活できるよう、公的住宅の整備や住宅の耐震化、バリアフリー化などを推進します。
- (2) 住んでいてよかったと思うことができる居住環境を整備するため、歴史的な町並みの保存・修景や空き家を活用した定住促進に努めます。
- (3) 暮らしの中で地球温暖化対策に貢献するため、環境負荷の少ない住宅の普及を促進します。

V 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

少子高齢化の一層の進行により、人口の自然減や高齢化は全国より先行している状況であり、また、年齢階層別の過剰死亡の状況を見てみると、乳児と働き盛りの死亡率が高い状態となっています。このため、生涯を通じた県民の健康づくりを支援するとともに、全国に比較して悪い周産期と乳児の死亡率や壮年期の死亡率の改善を重点的に推進します。

また、特に、人口が減少している中山間地域においては、地域での支え合いの力が弱まってきているうえ、多様なニーズがありながらも必要なサービスが提供されにくい実態があります。このため、子どもから高齢者、障害者などすべての県民が、住み慣れた地域で、健やかで心豊かに、安心して暮らし続けることのできる地域づくりに向けて、本県の中山間地域等の実情に即した、新しい福祉の形を地域地域で作り上げていく「高知型福祉」の実現を目指した取り組みを進めます。

1 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

「日本一の健康長寿県構想」を中心として、子どもから高齢者、障害者まですべての県民が、住み慣れた地域で、健やかで心豊かに、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

(1) 生涯を通じた県民の健康づくり

ア 県民自らが健康づくりに取り組むための仕組みづくりを推進します。

イ 周産期と乳児期を安心・安全に過ごせる環境づくりや壮年期の健康づくりを推進し、乳児の死亡率や壮年期の死亡率の改善に重点的に取り組みます。

(2) とともに支え合う地域づくり

子どもから高齢者、障害者などすべての県民が、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことのできる地域づくりを推進します。

(3) 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

「高知県高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」に基づき、高齢者が介護の必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう努めます。

(4) 障害者が生き生きと暮らせる地域づくり

障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、生き生きと暮らせる「共生社会」の実現を目指す「高知県障害者計画」を推進します。

(5) 次代を担う子ども達を守り育てる環境づくり

- ア 児童虐待や少年非行の増加、さらには家庭の貧困といった厳しい環境の中に置かれた子ども達が、健やかに生まれ育つことのできる環境づくりを推進します。
- イ 子育てを地域社会全体で支援していく体制を整えるために策定した「高知家の少子化対策総合プラン」及び「高知県子ども・子育て支援事業支援計画」を推進します。

2 生涯を通じた県民の健康づくりの推進

(1) 安全・安心な出産環境づくりの推進

- ア 妊婦の母体管理の徹底を図るため、妊婦健康診査の受診促進や重要性等についての指導など、妊婦の適切な母体管理を支援します。
- イ 妊婦に対する周囲の理解の促進するため、妊婦健康診査が受けやすいような職場の環境づくりを支援します。
- ウ 乳幼児医療費の支援など、乳幼児の疾病の早期発見、早期治療の促進を図ります。

(2) 働き盛りの健康づくりの推進

- ア 死亡原因の1位であるがんを早期に発見し、治療に繋げるため、がん検診の受診促進を図ります。
- イ 心疾患や脳血管疾患の兆候に早期に気付く、予防するため、特定健康診査の受診促進を図ります。

(3) 「よさこい健康プラン21」の推進

- ア 「よさこい健康プラン21」（第3期高知県健康増進計画）の推進の7つの分野（栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔、健康管理）ごとに、県民の健康づくりを支援します。
- イ 県民一人一人が自らの健康状態を十分に把握し、生活習慣病などの予防に取り組むよう促すため、健康づくりの意義や重要性に関する啓発を積極的に推進します。

3 ともに支え合う地域づくりの推進

- (1) 地域福祉活動を支える仕組みづくりへの支援を行い、地域の実情を踏まえた地域福祉のネットワークづくりを推進します。
- (2) 小規模多機能な福祉サービスを提供する「あったかふれあいセンター」の整備や機能強化を促進し、地域コミュニティの再生強化に取り組みます。
- (3) 地域での見守りや支え合いの再構築を図るため、民生・児童委員の活動について、広報や啓発活動に取り組むとともに、研修の充実・強化を図ります。
- (4) 福祉・介護分野における中長期にわたる安定した人材の確保に向けて、新たな人材の参入促進を図るとともに、他産業への流出を防ぐための取り組み等を強化します。

(5) 自殺死亡率の高い中山間地域で自殺対策の取り組みを強化します。また、地域ぐるみの自殺防止対策の取り組みを推進するための人材育成策等も強化します。

(6) ひきこもり地域支援センターを中心とした関係機関のネットワーク力を強化するとともに、ひきこもり本人や家族の状況に応じた支援を行います。また、地域の団体による居場所づくりへの支援なども行います。

4 高齢者が安心して暮らせる地域づくりの推進

(1) 医療や介護が必要な状態になっても自宅で生活を続けたいという希望を叶えるため、在宅の医療と介護の充実や連携の強化、さらには介護予防の取り組みや高齢者の住まいの確保などといった日常生活を支えるしくみづくりなどに取り組み、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

(2) 高齢化の急速な進行に伴い、今後、認知症高齢者が増加していくことが予想されることから、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、認知症の早期発見と対応ができる体制づくりを推進します。また、認知症高齢者を介護する家族への支援や相談支援体制の確立、認知症高齢者に対する在宅ケア及び施設ケアの充実、認知症高齢者を支援する人材育成などにも取り組みます。

(3) 厳しい環境にある中山間地域におけるサービス確保に取り組むとともに、市町村の地域ニーズに応じて、地域密着型サービスなどの新たなサービスが提供されるよう取り組みます。

また、今後の要介護認定者の増加を踏まえ、広域型の特別養護老人ホームを新設します。

(4) 生涯学習やスポーツ・レクリエーション等の生きがいづくりを進めるとともに、元気な高齢者が地域の担い手として、見守りやボランティア等の支え合い活動へ積極的に参加できる環境づくりを推進します。

5 障害者が生き生きと暮らせる地域づくりの推進

(1) 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、グループホームや通所サービスなどの障害福祉サービスの確保・充実に取り組みます。

(2) 障害者の経済的な自立や社会参加につながるよう、事業主の障害者雇用に対する理解の促進や職業訓練の充実などに取り組み、障害者の就労を促進します。また併せて、就職した障害者が働き続けられるよう、職場定着に向けた取り組みを進めます。

(3) 障害者施設の人材育成に取り組み、個々の施設における職業訓練の充実・強化を図るとともに、商品開発や品質管理、販路開拓などの取り組みを支援することにより、施設利用者の工賃の更なる向上に取り組めます。

(4) 障害のある子どもが保育所等において、障害の特性に応じた適切な支援が受けられる体制づくりに取り組むとともに、より身近な地域で専門的な療育支援が受けられる体制整備を図ります。

6 次代を担う子ども達を守り育てる環境づくりの推進

- (1) 児童虐待や各種相談への迅速・適切な対応を図るため、児童相談所職員の専門性と対応力の向上に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会の活動強化を支援します。
- (2) ひとり親家庭等の自立を促進するために策定した「高知県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、支援の充実を図ります。
- (3) 少年非行の防止対策を抜本的に強化するため、「高知家の子ども見守りプラン」に基づき、少年非行の問題に携わる教育、警察、福祉の関係機関が連携を強化し、一体となって取り組みを進めます。
- (4) 「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、住民の保育ニーズに適切に対処できるよう教育・保育施設や地域の実情に応じた子育て支援等の充実に努めます。
- (5) 結婚や出産、子育てに夢の持てる社会の実現を目指し、県民運動へとひろげていくため、少子化対策県民運動の強化を図ります。
- (6) 結婚から子育てまでの切れ目のない総合的な支援体制を構築するため、子ども・子育て支援施策の充実を図ります。
- (7) 結婚を希望する独身者の実情に添った総合的な支援に取り組み、未婚化・晩婚化対策を推進します。

VI 医療の確保

県内の医療環境を取り巻く現状を見ると、医療機関が高知市とその周辺に集中するなど、都市部と中山間地域では医療提供体制に大きな差があり、また、広い県土での過疎化の進展により、全国と比べて、無医地区が多い状況です。さらに、医師の3つの偏在（若手医師の減少・地域の偏在・診療科の偏在）により、特定の診療科や県中央部以外の地域で医師が不足しています。このため、県民誰もが、地域で安心して医療を受けられる環境づくりに取り組むとともに、医師の確保を始めとした医療提供体制の整備を重点的に進めます。

1 医療確保の方針

「日本一の健康長寿県構想」を中心として、県民誰もが地域で安心して医療を受けられる環境づくりに取り組みます。

（1）医師の確保

- ア 「高知医療再生機構」及び「高知地域医療支援センター」を核に、大学、医師会、医療関係者、県、市町村の連携による医師確保対策を推進します。
- イ 過疎地域の医療機関においては、現従事医師の高齢化に加え若手医師の専門医指向等による後継者不足の実態があり、医師の確保が重要な課題であることから、自治医科大学におけるへき地勤務医師の養成・確保とともに、各医科大学等との連携による医師確保対策を推進します。

（2）連携による医療体制の確保

ア 病期に応じた医療連携体制の構築

- （ア）医療機関や医師の地域偏在に対応し、限りある医療資源を有効に活用するため、2025年に向けた地域医療構想に基づき、医療機関相互の連携体制を構築するとともに、広域的な高度医療の確保を図ります。
- （イ）日常的な健康づくりの支援から、一般的な疾病や外傷に対する治療、必要に応じて専門的な医療機関との連携などを行うプライマリ・ケアの充実に向けた取り組みを行うとともに、各2次保健医療圏において、医療機関相互の機能分担や機能連携を促進することにより、患者の状況に応じた、切れ目のない医療提供体制の整備を図ります。

イ 在宅医療の推進

医療が必要となったときも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、患者やその家族が在宅医療を望む場合に在宅での療養を選択できる環境の整備に取り組みます。

ウ へき地医療の確保

へき地医療の確保・充実のため、へき地診療所等の設置・設備の整備、研修体制や、へき地医療拠点病院からの代診・応援医師の派遣など後方支援体制の確立に取り組みます。

(3) 救急医療体制の整備

- ア 救急医療体制の機能を維持するため、救急医療を担う医師の確保に取り組みます。
- イ 救急医療に係る医療連携体制の構築のため、診療所と病院及び消防機関との連携体制の強化を図るとともに、こうち医療ネット（高知県救急医療・広域災害情報システム）によるリアルタイムの救急医療情報の提供を行います。
- ウ 適正な救急医療の受診について、県民の理解を深める啓発を行います。
- エ 迅速な医師の現場派遣と救急搬送体制を強化するため、ドクターヘリの円滑な運航に努めるとともに、ドクターカーの効果的な運用を推進します。

2 医師確保対策

- (1) 本県では若手医師の減少や中央部以外での医師の減少、また、産婦人科等の特定の診療科の医師の減少が課題となっています。

そのため、医師養成奨学貸付金や特定科目臨床研修奨励金を設けて、医学生や研修医の修学・研修などを支援するとともに、高知医療再生機構及び地域医療支援センターを核として大学や医師会、行政機関等の関係者が一体となり、特に若手医師が県内で勤務しながら、専門医資格の取得等のキャリア形成を図ることができる魅力のある環境づくりに取り組みます。
- (2) へき地の医師が地理的ハンディを克服し、意欲を持って勤務を続けられるように、高知県へき地医療支援機構の調整による、へき地診療所への代診医の派遣を行い、へき地医師の休暇の確保や学会等への参加の機会の確保を図ります。

3 連携による医療体制の確保対策

(1) 医療連携の仕組みづくり

がんや脳卒中など疾病別や、地域ごとに、病期に応じた保健・医療・福祉の連携の仕組みづくりに取り組みます。

(2) 在宅医療の推進

地域に根差した保健・医療・福祉のネットワークの強化や、在宅医療を担う医療者の確保と資質の向上などにより、在宅医療を支える環境を整備します。

(3) へき地医療の確保

- ア 本県の過疎地域においては、18市町村38地区（平成26年10月現在＜速報値＞）の無医地区が存在しています。これらの地域への新たな医療機関の設置は、医師の確保や運営面で極めて困難な状況であることから、無医地区へのへき地医療拠点病院や市町村による巡回診療の実施や宿毛市鶴来島への歯科診療班派遣による離島の歯科診療の実施を行います。
- イ へき地診療所及びへき地医療拠点病院の間をネットワークで結び遠隔画像伝送システムやテレビ会議の実施、情報共有等を行うへき地医療情報ネットワークの整備を進めるとともに、医療機器の購入や施設整備に対する支援にも取り組みます。

(4) 特定診療科に係る医療の確保

ア 医療へのアクセスの確保対策

過疎地域の診療所における特定診療科の設置については、眼科、耳鼻咽喉科等を中心に高齢化に伴う有病率の高さからニーズは高いものの、人口が少ないことなどにより運営が極めて困難な状況にあります。このため、へき地医療拠点病院や大学病院等からの医師の派遣あるいは、巡回診療等によりその確保に努めます。

イ 診療科の偏在への対策

地域連携クリニカルパスの普及を通じて、居住する地域を超えて患者情報の共有を促進することなどを通じ、特定診療科にかかる医療の確保に努めます。

ウ 診療科ごとの対策

(ア) 産科医の確保のため、医療機関が行う処遇改善の取り組みを支援します。

(イ) 平日夜間急患センター、小児二次輪番病院に対する支援を行い、小児の救急医療体制の維持を図ります。

(5) 地域における医療提供体制の強化

ア 市町村、医療機関、医師会等が一体となって取り組む地域の医療再生の取り組みを支援します。

イ 住民に身近な地域での包括ケアシステムの構築を支援します。

4 救急医療対策

(1) 適切な受診の啓発と急病時の支援

ア 一般診療と救急診療の違いなどの周知、小児救急医療体制の仕組みの周知など、県民に対する適正受診の啓発を行います。

イ 高知県救急医療情報センターの電話案内により、県民にリアルタイムの救急医療情報を提供します。

ウ 小児の急病に対する県民の不安感に対応するため、急病対応ガイドブックの作成や電話相談（こうちこども救急ダイヤル、通称＃8000）を実施します。

(2) 休日や夜間の医療体制の維持

ア 救急医療体制を維持・確保するため、救急医療を担う医師の確保及び救急医療機関に勤務する医師の支援、救急医療機関の機能維持への支援を行います。

イ 病院搬送までの救急処置を適確なものとするため、診療所と病院及び消防機関との連携を促進するとともに、医師、看護師、救急救命士等を対象とした研修を実施し、病院前救護体制や初期診療の体制を強化します。

ウ こうち医療ネット（高知県救急医療・広域災害情報システム）により、救急隊員等にリアルタイムの救急医療情報を提供します。

(3) ドクターヘリ等の円滑な運航等

ア 救急患者の救命率の向上や後遺障害の軽減を図るため、ドクターヘリと、消防防災ヘリコプターの連携による早期救命治療体制を充実するとともに、県内全域でその機能を十分に発揮できるよう、飛行場外離着陸場の確保を図ります。

イ ドクターカーでの医師の現場派遣による救命処置の早期開始を推進します。

VII 教育の振興

高知県は、南国の恵まれた自然環境やその中で育まれた県民の豊かな感性のもと、本県ならではの社会経済状況や教育環境をつくりあげてきました。しかしながら、本県はそのよさを十分に生かしきれず、少子高齢化の進行や産業活動の低迷が続くなど、厳しい情勢にあるとともに、教育においては、学力や体力、生活面で大きな課題を抱えています。

このため、平成21年9月に策定した「高知県教育振興基本計画」に基づき、乳幼児期の教育や学校教育の充実、自ら学ぶ学習も含めた生涯学習の推進など、高知県の教育振興に向けて総合的かつ計画的に取り組むを進めることにより、高知県の確かな将来を築いていきます。

1 教育振興の方針

「高知県教育振興基本計画」や教育版「地域アクションプラン」を中心に、高知県における教育振興や、地域の教育課題を解決するための取り組みを進めます。

(1) 基本的な教育理念（目指すべき人間像）

ア 郷土を愛し世界にはばたく、心豊かでたくましく創造性に満ちた子どもたちの育成

変化の激しいこれからの時代においては、郷土の先人達の活躍に見られるように、我が国や郷土に対する誇りや愛情を持ち、高知県だけでなく日本、あるいは世界の状況を見据えながら、自らの置かれた立場を考え、高い志を持って行動できる人間の育成が求められます。

また、個人の人格形成の基盤となる規範意識や他人を思いやる心など豊かな人間性を育み、本県の強みでもある豊かな感性を一層伸ばしていくことが必要です。

「郷土を愛し世界にはばたく、心豊かでたくましく創造性に満ちた子どもたちの育成」という基本理念は、まさにこのような考えを表したものであることから、引き続き継承していきます。

イ 学ぶ目的や意義を自覚し、自ら学ぶ力をもった人間の育成

子どもたちが、これからの社会を生き抜いていくためには、基礎となる学力をしっかりと身につけながら、その力を活用して、生涯を通じてさらに自ら学び、自己実現を図っていくことが必要です。

また、社会人となって様々な場面で立ちはだかる壁を乗り越えるためには、自ら学び成長する力を持つことが大切です。

このため、学ぶことの目的や意義をしっかりと持って、自ら学ぶことのできる自立した人間を育成していくことが何よりも重要であると考えます。

(2) 教育振興の方向性

ア 将来の基礎となる力を確実に育成する教育の実現

まずは、基礎的な学力や体力が定着していない子どもが多いことなどの課題を克服し、子どもたちに一定の教育水準を保証しなければなりません。この基礎的な力が育成されることにより、その力を活用して、子どもたちはさらに自らの可能性を伸ばすことができます。

このため、現状を真正面から受け止め、その中から課題と対策を明らかにし、明確な目的と目標を持ち、教育の質を一層高めていくとともに、子どもたち一人一人に将来を生きぬく力を確実に育むため、組織的かつ継続的に教育成果を検証し、教育実践の改善に取り組むPDCAサイクルを確立し、実行していきます。

イ 「強み」をさらに生かし、伸ばす教育の実現

環境教育や食育など、本県の「強み」を生かした取り組みが県内にはいくつか存在します。こうした取り組みは、県内のみならず、全国的にも先進的なものであり、今後の世界的な環境問題への対応や地産地消の流れにも沿ったものであり、本県の教育課題を解決するためにも、大いに活用していきます。

また、自然環境を生かした「自然科学」や「ものづくり」に関する教育、豊かな感性を育む「読書活動」、一人一人の可能性を引き出す「キャリア教育」などでも、本県の「強み」を生かした取り組みを行っていきます。

ウ 教育による社会変革の実現

県民誰もが幸せで安心して暮らしていける高知県にしていくためには、子どもたちを取り巻く教育課題のみならず、全国の中でも極めて厳しい現状にある社会や経済などの諸課題も、教育によって解決する気概を持って取り組まなければなりません。

このため、教育的な風土づくりをさらに高め、県民、教育現場、教育行政が信頼関係を築きながら教育による社会変革の実現に取り組んでいきます。

2 明るい未来を担う人づくり

(1) 心身ともに健やかで「夢」と「希望」にあふれた土佐人の育成

ア 心の教育

- (ア) 子どもの「夢」や「希望」を実現するキャリア教育を推進し、子どもの学習に対する興味関心や意欲を育てます。
- (イ) 道徳をはじめ学校教育活動全体を通した心の教育の充実を図るとともに、児童生徒の感性を高め情操を育む教育を推進します。
- (ウ) 児童生徒の心の状態を客観的に把握できるアンケート調査の実施・分析を充実し、学級経営の質を高めていきます。
- (エ) 中1ギャップの解消のため、小中連携を推進して課題解決を図ります。
- (オ) 発達段階に応じ、人権の意義、内容等について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる児童生徒を育てるため、連続性のある人権教育を推進します。

イ 健康と体育

- (ア) 体を使った遊びの機会を増やすとともにその内容を充実させます。
- (イ) 体育の授業の充実と運動習慣の定着を図るため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果などを踏まえ、体力向上に向けた総合的な取り組みを推進します。
- (ウ) 運動やスポーツの素晴らしさや夢を持つことの大切さを知らせ、児童生徒が自ら将来

の夢を持ち、夢に向かって頑張ろうとする気持ちを育みます。

(エ) 学校における組織的・継続的な健康教育、学校給食の普及充実、食育などを推進します。

(オ) 学校における文化活動を充実させます。

(2) 生涯を通し学ぶ喜びに満ちた教育的な風土づくりの推進

ア 県立図書館による市町村への支援機能の整備・充実を進めます。

イ 学校と公立図書館等の連携を強化し、協力体制の整備・充実を進めます。

ウ 就学や就労などを促進する総合的な若者支援体制の充実を図ります。

エ 社会全体で教育に取り組む仕組みづくりや仕掛けを行い、その成果を地域社会に還元できる取り組みを進めます。

オ 地域のスポーツ環境をさらに充実させます。

カ 地域の身近な学びの場である公民館活動の活性化を図ります。

(3) 高知県の強みを生かし、伸ばす取り組みの推進

ア 「高知県子ども読書活動推進計画」を確実に実施し、読書活動の推進や読書環境の充実を図ります。

イ 県立学校の成果をあげた独自の取り組みを引き続き支援します。

ウ 農業・林業・水産業など、本県の強みや特色を生かした専門高校の取り組みを一層周知し、必要に応じ、充実を図ります。

エ 本県の強みや特色を生かした授業づくりを進めます。

3 家庭や地域の教育力の向上

(1) 教育の原点である家庭の教育力の向上

ア 厳しい状況にある家庭を側面的に支援する施策を充実することで、どのような家庭状況であっても一定の教育を受けられる取り組みを進めます。

イ よりよい親子関係を構築し、親の子育て力を高めることで、子どもたちの生きる力の基礎となる人格形成の基礎を培います。

ウ 学校と家庭とのパートナーシップの強化を図り、PTA等との連携による基本的な生活習慣の確立と生活リズムの向上を推進します。

エ 宿題や家庭学習をしっかりと行うことができる対策を充実します。

(2) 乳幼児期における親の役割の重要性を認識し、確かな「子育て力」の育成

ア 親が子どもの心の安全基地となり、よりよい親子関係が構築できるよう支援します。

イ 乳幼児期の親の子育て力を高めることで、子どもたちの生きる力のベースとなる人格形成の基礎を培います。

(3) 放課後や週末に積極的に学校にかかわるなど地域全体で教育を支える取り組みの推進

ア ボランティアによる学校図書館(室)の運営や部活動の指導、学校周辺の見守り活動など、地域社会全体で学校を支える仕組みづくりを推進します。

イ 学習やスポーツ、文化活動等の支援を行い、すべての子どもたちに健やかで豊かな放課後

を保障します。

ウ 地域の抱える教育課題を学校・家庭・地域で共有し、協働する取り組みを進めます。

4 教育の質の向上と教育環境の整備

(1) 将来の基礎となる力を確実に身につける学校教育の推進

ア 幼児教育

(ア) 幼児教育の重要性に対する理解の促進を図ります。

(イ) どこにいても質の高い保育・教育を受けることのできるよう、保育士・幼稚園教員の資質・専門性の向上を図るとともに、就学前の子どもを一体的に捉えるための環境を整えます。

(ウ) 保護者の就労の有無にかかわらず子どもを受け入れることができ、幼稚園教育要領に沿った教育等を行う認定こども園への円滑な移行を促進します。

イ 義務教育

(ア) 各学校における学力向上に向けた具体的な取り組みである学校経営計画を着実に実行します。

(イ) 家庭学習を定着させるため、授業と関連づけた宿題や、予習・授業・復習のサイクルが自然に成り立つような授業づくりを行います。

(ウ) 算数・数学においては、学習内容の小さなまとまり（単元）ごとに確実な定着を図り、該当学年において身につけるべき学力を保証する取り組みを進めます。

(エ) 県全体の教育レベルを引き上げるため、本県を先導する取り組みを行う学校を積極的に支援します。

ウ 高校教育

(ア) 高校生の基礎学力の定着と進路希望の実現のため、各学校の生徒の実態に応じ、系統的な学力向上対策を実施します。

(イ) 経済界や労働関係機関との連携を図り、県内企業を知る取り組みや、高校生が社会人となる際に必要なスキルアップを図ります。

エ 特別支援教育

(ア) 病弱特別支援学校の児童生徒の障害の多様化に対応するため再編計画を進めます。

(イ) 発達障害を含めた障害の理解や基本的な手立ての理解を促進します。

(ウ) 特別支援教育学校コーディネーターや特別支援学級担当教員、特別支援学校教員など特別支援教育に携わる教職員の専門性を高めます。

(エ) 特別支援教育地域コーディネーターを活用し、学校支援のための地域ネットワークを充実させます。

オ 高等教育（大学等）

(ア) 県内の大学には積極的に地域に貢献する取り組みを求めます。

(イ) 教員免許更新制を円滑にかつ効果的に実施するため、連携体制をこれまで以上に進めます。

(ウ) 大学における教員の養成、県教育委員会における採用、教育センターや学校における研修、大学院への派遣研修等において、より具体的で実践的・効果的な連携を進めます。

(エ) 高大連携等の取り組みを引き続き推進するとともに、教員の交流を深めます。

カ 教育の連続性の確保

- (ア) 一人一人の子どものよりよい発達や学びの連続性の確保のために、保・幼・小の子どもの交流や教職員の相互理解を図るとともに、年間指導計画の中に連携を位置づけていきます。
- (イ) 中1ギャップの解消のため、小中連携を通じて課題解決を図ります。(再掲)
- (ウ) 中高一貫教育を推進するとともに、今後、通学区域の見直しに伴い、中高連携教育を地域の実態に応じて一層充実させていきます。
- (エ) 高大連携等の取り組みを引き続き推進するとともに、必要に応じ、教員の交流を深めます。
- (オ) 子どもの「夢」や「希望」を実現するためのキャリア教育を推進し、子どもの学習に対する興味関心や意欲を育てます。(再掲)

(2) 教職員として日々研さんし、互いに高め合う取り組みの推進

ア 教職員の採用・研修等

- (ア) 今後、新規採用者の増加が見込まれることから、より良い教員が採用されるシステムの構築に引き続き取り組むとともに、質の高い受審者を増加させる必要があります。
- (イ) 障害者の雇用を推進するため、学校における職員の障害者法定雇用率の実現を目指します。
- (ウ) 教育研究団体とも連携しながら、教員が行う教科研究や児童生徒が興味を持って学べる授業づくりを積極的に支援し、教育効果のあがるモデル的な手法を提供します。
- (エ) 教職員の意欲的な取り組みや成果を適正に評価し、日々助言・指導する仕組みづくりを進めます。

イ 指導力の育成と表彰

- (ア) 教科指導に優れ、専門性を備えた地域の中核教員を広域的な観点から育成します。
- (イ) 教員のICT活用能力を、まずは全国水準を目指して高めていきます。
- (ウ) 学力向上や児童生徒理解に対する研修を実践につなげていきます。
- (エ) 意欲的で優れた取り組みや実践を行った教職員を積極的に表彰します。

(3) 校長等のリーダーシップのもと意欲と活力に満ちた組織的な学校づくりの推進

- ア 教育課題の解決や先導的な取り組みを進める学校に新たな職（副校長、主幹教諭及び指導教諭）を配置し、組織的な取り組みを強化し、学校教育の質を向上させます。
- イ 学校組織におけるPDCAサイクルの確立とOJTの強化を図るため、組織マネジメントに重点を置いた各種の研修を実施します。
- ウ 人事評価制度等を活用し、校長が学校経営ビジョンに基づき、部下とベクトルを共有できる仕組みづくりを行います。
- エ PDCAサイクルやOJTが日常的に実践される学校づくりや組織的な学校事務を進めるとともに業務の効率化・精選を図り、教職員の多忙感を解消します。
- オ 学校評価などを通して、自律的な学校運営の改善と地域に信頼される学校づくりを進めます。その際、校長会等における取り組みを支援します。

(4) 学びの拠点である教育機関の整備・充実

ア 学校教育施設・設備の整備

- (ア) 地域の特色ある学校づくりと生徒数の減少を踏まえた規模や配置の適正化を図る観点

と地域性も配慮した観点から、県立高等学校の再編計画を進めます。一方で、知的障害者特別支援学校の児童生徒数の増加に対応し再編計画を進めます。

- (イ) 市町村における保育所・学校施設等の耐震化等を促進します。
- (ウ) 教育効果の観点から、市町村の学校再編を支援します。
- (エ) 市町村における情報機器の整備を促進します。
- (オ) その他へき地学校への遠距離通学児童・生徒の通学用に利用されるスクールバスの整備など過疎地域における教育環境整備を図ります。

イ 社会教育施設・設備の整備と教育委員会の体制強化

- (ア) 県立図書館と高知市民図書館本館の合築による新図書館の整備を進めます。
- (イ) 市町村教育委員会事務局体制を強化する広域的な取り組みを推進します。
- (ウ) 県教育委員会の機能を強化するため、事務局職員の研修体制を強化するとともに、教育センターの研究機能を強化します。

VII 地域文化の振興等

県民一人一人に楽しさや感動や精神的な安らぎ、生きる喜びをもたらす芸術文化を振興し、暮らしの中に根づかせることにより、交流の場の拡大や個性豊かな街づくりにつなげ、社会全体の活力を高めます。

1 地域文化振興等の方針

- (1) 地域に残された貴重な伝統芸能、文化財、歴史的景観、生活文化などの文化資産を保存、継承し、後世に伝えていくとともに、新たな発掘や活用を行うことにより、地域文化の振興を図ります。
- (2) それらの文化資産を地域の強みとして生かすことで、地域の自立促進に資する個性ある文化活動の環境づくりを目指すとともに、まちづくりや観光振興にも寄与させます。

2 地域文化活動を支える人材育成及び情報収集、発信等の仕組みづくり

- (1) 地域に残された貴重な伝統文化や芸能、生活文化を大切にし、新たな地域文化の創造や発展を進めるため、その保存、振興に努めるとともに、地域の人材育成や地域特性を生かした文化活動を促進します。
- (2) それぞれの地域の持つ特色、歴史や風土、自然環境など種々の地域資源に文化の視点から新たな光をあてて価値を高めるとともに、地域づくりを進めるため、文化情報の積極的な発信を行うことなどにより、個性ある地域文化の振興を図ります。

3 地域文化の振興等に係る施設の整備等

地域の自立促進に資する個性ある文化活動の推進を図るため、地域の特色を生かした文化施設の整備を図るとともに、既存施設の有効利用や広域的な連携による施設運営に努めます。

4 文化施設、文化財等を活用したソフト施策の推進

- (1) 人材の育成や生活・文化水準の向上、地域産業の振興を図るため、都市との交流機会の拡大や外国文化との出会いの促進など、新しい刺激や発想を地域に生かせるよう、交流の場や機会の創出に努めます。
- (2) 個性的な地域づくりや交流の核としての活用に努めるため、各地域に存在している国、県、市町村等の指定文化財に加え、登録文化財の活用や、明治維新後の建造物など、文化財として価値を帯び始めている新たな地域の文化遺産の活用などに努めます。
- (3) 文化施設等について、地域の実情、特性に応じた整備を進め、それぞれの機能を生かした気軽に芸術文化を楽しむことができる環境づくりを進めます。

IX 集落の整備

集落は自治組織の基本単位であり、それぞれの規模や状況に応じてその維持や活性化につながる取り組みを行うことが地域全体の活力創出につながると考えます。

そのため、地域で暮らす住民が、引き続き、生まれ育った地域で安心して暮らし続けることができる「持続可能な仕組みづくり」を進めるとともに、こうした仕組みづくりが円滑に進むような生活基盤の整備を一体的に推進します。

1 集落整備の方針

- (1) 地域内で食料品等の生活用品の確保や通院や買い物等の移動手段の確保、日常生活に欠かせない生活水の確保など、住民一人一人の日常生活を支える仕組みづくりを支援します。
- (2) 集落の暮らしを守る取り組みを進めるとともに、住民みんなで集落同士の連携などにより、地域を支え合える仕組みづくりや、集落の活性化につながる仕組みづくりなど、集落の維持や新たな活動につながる拠点としての、「集落活動センター」の取り組みを支援します。
- (3) 医療、福祉、商業などの機能が集約されたコンパクトな中心部と、集落活動センターなどの「小さな拠点」を衛星としたネットワークを、過疎地域を含む県土全域に張り巡らせるとともに、中心部と拠点又は拠点同士を結ぶ交通網の維持・活性化や物流の仕組みづくりにより、互いに機能を補い合い、共存できる複層的、重層的なネットワークの形成を図ります。

2 一人一人の生活を守る仕組みづくりの推進

- (1) 草刈りなどの共同作業の実施や、地域内での食料品等の生活用品の確保、高齢者等の見守り活動や自主防災活動など、一人一人が集落で安心して生活できるように、それぞれの地域の実情に応じた、より効率的な仕組みや体制を構築するため、集落活動センターを始めとした住民同士の支え合いの仕組みづくりを支援します。
- (2) 高齢化が進んだことで、水源の管理が困難、水源の枯渇や施設の老朽化で、施設を再整備する必要に直面している集落において、地域の実情やニーズに応じた給水施設整備と、地域で維持管理する仕組みづくりを支援します。
- (3) バス路線の廃止など交通空白地域に暮らす高齢者等の通院や買い物など、多様なニーズに対応する移動手段を確保するために、住民等との協働による移送サービスの仕組みづくりを含めた地域内交通のネットワークの構築に向けた取り組みを進めていきます。

3 住民参画により集落を支え、活性化につなげる仕組みづくりの推進

- (1) 集落への愛着や誇りを持ち、今後も住み続けたいとの住民の思いを実現し、地域の維持・再生や活性化を目指して、近隣の集落との連携等により、それぞれの地域が抱える課題や住民のニーズに応じた、総合的な地域ぐるみの仕組みづくりである「集落活動センター」の取り組みを支援します。
- (2) 「集落活動センター」の取り組みにあたっては、住民が主体的に参画し、地域の団体やN P

- 、企業等とも連携しながら、互いに助け合い、支え合うとともに、活性化に向けた取り組みを実践していくための体制づくり・拠点づくりを進めます。
- (3) 地域おこし協力隊などの外部人材の活用や、地域との協働を掲げる大学との連携等により、地域住民がともに協議し、実践する取り組みを支援します。
 - (4) 若年層の転出等により、地域を支える人材が不足していることから、外部人材の活用や女性をはじめとする地域内の多様な人材の活動への参画が重要です。次世代のリーダーやマネジメント人材を育成するとともに、それぞれの住民が個性や能力を発揮できる体制づくりなどにより、地域ぐるみの活動が継続できるよう支援します。
 - (5) 地域の元気応援団として県職員を県内各地に配置し、集落の構想づくりや集落が自ら主体となる活動を支援します。

4 集落の活性化につなげる仕組みづくりの推進

- (1) 日本型直接支払制度を活用することにより、集落機能の維持、強化に取り組み、併せて補完施策としてソフト、ハード両面にわたる支援を行います。
- (2) 産業づくりにつながる地域密着型の小さなビジネスを推進するため、経営ノウハウやビジネスに係る知識の習得などにより、地域で核となって活躍できる産業人材の育成を支援します。
- (3) 地域の住民やグループ等の事業体を支援するため、地域のニーズに応じて、組織づくりはもとより生産や流通、販売に至るまで、きめ細やかに支援するための有識者や専門家を確保するなど人的なサポート体制を構築します。

X その他地域の自立促進に関し必要な事項

1 自然エネルギーの利用

- (1) それぞれの地域の自然条件や特色を生かした自然エネルギーの導入を進め、地域の自立促進に寄与します。
- (2) 特に、本県では、全国トップクラスの日照時間や森林率、年間降水量があり、こうした優位性を生かし、太陽光発電や木質バイオマス、小水力発電、風力発電などによりエネルギーの地産地消を進めます。
- (3) 自然エネルギーの導入促進により、地球温暖化対策に加え、産業振興や地域振興、中山間対策にも貢献します。

2 鳥獣被害対策

- (1) 有害鳥獣の防除対策を実施し、農林作物への被害の軽減や地域住民が安心して生活できる環境の保全に取り組みます。
- (2) 奨励（捕獲報償金）による捕獲や委託による捕獲を実施し、有害鳥獣の駆除を推進します。
- (3) 防護柵設置等の助成により、有害鳥獣による被害の未然防止を図ります。

別 表

1 過疎地域対策緊急措置法

(1) 高知県過疎地域振興計画（県事業主体分）

(単位：百万円、%)

	前 期 (S 45～S 49)		後 期 (S 50～S 54)		合 計			
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	構成比	達成率
基幹的な市町村道等の整備	288	382	619	616	907	998	0.7	110.0
医 療 の 確 保	3,203	3,078	6,145	6,279	9,348	9,357	6.1	100.1
都道府県道等の整備	39,979	42,426	73,022	82,192	113,001	124,618	81.3	110.3
農林水産業等の整備	5,920	6,559	11,019	11,701	16,939	18,260	11.9	107.8
そ の 他	7	2	—	—	7	2	0.0	28.6
計	49,397	52,447	98,805	100,788	140,202	153,235	100	109.3

(注) 計画額は、ローリング後の額とした。

(2) 市町村過疎地域振興計画

(単位：百万円、%)

	前 期 (S 45～S 49)		後 期 (S 50～S 54)		合 計			
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	構成比	達成率
交通通信体系の整備	22,124	18,486	44,904	42,724	67,028	61,210	39.2	91.3
教育文化施設の整備	10,792	9,393	22,802	19,436	33,594	28,829	18.5	85.8
生活環境施設等厚生施設の整備及び医療の確保	10,319	8,452	31,667	24,263	41,986	32,715	21.0	77.9
産業振興のための施設の整備	10,508	8,351	21,748	20,833	32,256	29,184	18.7	90.5
集 落 の 整 備	384	328	1,294	600	1,678	928	0.6	55.3
そ の 他	342	387	2,769	2,664	3,111	3,051	2.0	98.1
計	54,469	45,397	125,184	110,520	179,653	155,917	100	86.8

(注) 計画額は、ローリング後の額とした。

2 過疎地域振興特別措置法

(1) 高知県過疎地域振興計画（県事業主体分）

(単位：百万円、%)

	前 期 (S55～S59)		後 期 (S60～H1)		合 計			
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	構成比	達成率
交通通信体系の整備	62,938	62,457	83,389	86,091	146,327	148,548	79.8	101.5
医療の確保	2,638	2,601	2,296	2,272	4,934	4,873	2.6	98.8
産業の振興	12,453	12,152	20,405	20,498	32,858	32,650	17.6	99.4
計	78,029	77,210	106,090	108,861	184,119	186,071	100	101.1

(注) 計画額は、ローリング後の額とした。

(2) 市町村過疎地域振興計画

(単位：百万円、%)

	前 期 (S55～S59)		後 期 (S60～H1)		合 計			
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	構成比	達成率
交通通信体系の整備	60,080	61,333	56,043	55,020	116,123	116,353	45.1	100.2
教育文化施設の整備	26,660	24,527	9,647	9,236	36,307	33,763	13.1	93.0
生活環境施設等厚生施設の整備	28,162	27,430	21,180	16,316	49,342	43,746	17.0	88.7
医療施設の整備	1,642	1,646	1,326	1,309	2,968	2,955	1.1	99.6
産業振興のための施設の整備	30,391	32,231	22,185	21,774	52,576	54,005	20.9	102.7
集落の整備	2,015	1,051	3,025	3,113	5,040	4,164	1.6	82.6
その他	1,591	2,188	1,391	975	2,982	3,163	1.2	106.1
計	150,541	150,406	114,797	107,743	265,338	258,149	100	97.3

(注) 計画額は、ローリング後の額とした。

3 過疎地域活性化特別措置法

(1) 高知県過疎地域活性化計画（県事業主体分）

(単位：百万円、%)

	前 期 (H 2～H 6)		後 期 (H 7～H11)		合 計			
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	構成比	達成率
産 業 の 振 興	65,990	63,940	70,017	70,107	136,007	134,047	26.2	98.6
交通通信体系 の 整 備	142,577	143,950	160,468	163,516	303,045	307,466	60.0	101.5
生 活 環 境 の 整 備	—	—	1,906	1,729	1,906	1,729	0.3	90.7
高 齢 者 の 福 祉 その他の福祉の 増 進	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 の 確 保	3,092	3,081	945	912	4,037	3,993	0.8	98.9
教 育 文 化 の 振 興	83	53	381	339	464	392	0.1	84.5
集 落 の 整 備	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	538	2,308	55,539	62,299	56,077	64,607	12.6	115.2
計	212,280	213,332	289,256	298,902	501,536	512,234	100	102.1

(注) 計画額は、ローリング後の額とした。

(2) 市町村過疎地域活性化計画

(単位：百万円、%)

	前 期 (H 2～H 6)		後 期 (H 7～H11)		合 計			
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	構成比	達成率
産 業 の 振 興	49,016	50,691	64,541	57,188	113,557	107,879	27.3	95.0
交通通信体系 の 整 備	67,573	71,218	85,175	79,440	152,748	150,658	38.1	98.6
生 活 環 境 の 整 備	24,075	22,359	47,074	38,952	71,149	61,311	15.5	86.2
高 齢 者 の 福 祉 その他の福祉の増進	9,518	8,525	21,449	18,250	30,967	26,775	6.8	86.5
医 療 の 確 保	2,654	2,326	6,773	4,416	9,427	6,742	1.7	71.5
教 育 文 化 の 振 興	13,154	12,092	24,857	19,320	38,011	31,412	7.9	82.6
集 落 の 整 備	327	267	2,701	2,262	3,028	2,529	0.6	83.5
そ の 他	6,619	5,687	4,177	2,812	10,796	8,499	2.1	78.7
計	172,936	173,165	256,747	222,640	429,683	395,805	100	92.1

(注) 計画額は、ローリング後の額とした。

4 過疎地域自立促進特別措置法による平成 26 年度までの実績と整備目標等

(1) 国道、県道及び市町村道の整備

		実延長 (km)	整備目標 (平成 26 年度末)		現 況		目 標 達成率 (%)	整備目標 (平成 32 年度末)	
			改良済 (km)	改良率 (%)	改良済 (km)	改良率 (%)		改良済 (km)	改良率 (%)
国 道	全 県	657.4	554.3	84.3	550.2	83.7	99.3	564.6	85.9
	過疎地域	531.8	423.0	79.5	443.4	83.4	104.8	455.2	85.6
県 道	全 県	2,116.4	1,094.9	51.7	1,138.2	53.8	103.9	1,159.9	54.8
	過疎地域	1,279.7	523.7	40.9	602.7	47.1	115.1	615.4	48.1
市町 村道	全 県	10,793.5	—	—	4,775.5	44.2	—	—	—
	過疎地域	5,764.2	—	—	2,177.5	37.8	—	—	—

(注) 1 高知県の道路状況による (平成 26 年 4 月 1 日現在)

2 国道については、知事管理分のみ

3 自転車道を除く (県道)

(2) 農 道

	整備目標 (平成 26 年度末)		現 況		目標達成率(%)		整備目標 (平成 32 年度末)	
	改良済	舗装済	改良済	舗装済	改良済	舗装済	改良済	舗装済
	延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)	(%)	(%)	延長 (km)	延長 (km)
全 県	1,098.5	666.6	1,098.5	666.6	100	100	1,098.5	666.6
過疎地域	852.1	518.5	852.1	518.5	100	100	852.1	518.5

(注) 平成 26 年 4 月 1 日現在

(3) 林 道

	整 備 目 標 (平成 26 年度末) km	現況 km	目標達成率 (%)	整 備 目 標 (平成 32 年度末) km
全 県	2,396	2,384	99.5	2,466
過疎地域民有林道	2,244	2,233	99.5	2,310

(注) 平成 26 年 3 月 31 日現在

(4) 児童福祉施設

		整備目標 (平成26年度末)		現況		目標達成率(%)		整備目標 (平成32年度末)	
		過疎 地域	全県	過疎 地域	全県	過疎 地域	全県	過疎 地域	全県
幼保連携 型認定 こども園	施設数	—	—	6	9	—	—	—	—
	収容人員 (人)	—	—	803	1,357	—	—	—	—
へき地 保育所	施設数	—	—	84	253	—	—	—	—
	収容人員 (人)	—	—	5,935	24,954	—	—	—	—
児童館	施設数	10	31	10	30	100.0	96.8	—	—
児童 遊園	施設数	14	41	14	41	100.0	100.0	—	—

(注) 平成27年4月1日現在

(5) 老人福祉施設

		整備目標 (平成26年度末)		現況		目標達成率 (%)		整備目標 (平成32年度末)	
		過疎 地域	全県	過疎 地域	全県	過疎 地域	全県	過疎 地域	全県
養護 老人ホーム	施設数	5	10	5	10	100.0	100.0	6	11
	入所人員 (人)	320	735	320	735	100.0	100.0	380	795
特別養護 老人ホーム	施設数	30	63	30	63	100.0	100.0	32	70
	入所人員 (人)	1,796	4,170	1,796	4,170	100.0	100.0	1,856	4,463
軽費 老人ホーム	施設数	9	23	9	23	100.0	100.0	10	24
	入所人員 (人)	397	1,256	397	1,256	100.0	100.0	406	1,265
老人福祉 センター	施設数	6	22	6	22	100.0	100.0	6	22

(注) 平成27年4月1日現在

(6) 上水道等

		整備目標 (平成 26 年度末)		現 況		目標達成率 (%)		整備目標 (平成 32 年度末)	
		過疎地域	全県	過疎地域	全県	過疎地域	全県	過疎地域	全県
上水道	施設数	8	20	8	18	100.0	90.0	10	19
	給水人口 (千人)	89	572	83	566	93.3	99.0	83	566
簡易水道	施設数	213	244	209	236	98.1	96.7	14	16
	給水人口 (千人)	113	140	102	126	90.3	90.0	102	126
専用水道	施設数	1	19	3	19	300.0	100.0	3	19
	給水人口 (千人)	0	4	0	2	-	50.0	0	2
小 計	施設数	222	283	220	273	99.1	96.5	27	54
	給水人口 (千人)	202	716	186	694	92.1	96.9	186	694
	普及率 (%)	88.0	92.2	88.0	92.7	100.0	100.5	88.0	92.7
飲料水 供給施設	施設数	168	190	163	188	97.0	98.9	117	152
	給水人口 (千人)	8	9	6	7	75.0	77.8	6	7
合 計	施設数	390	473	383	461	98.2	97.5	144	206
	給水人口 (千人)	210	725	192	701	91.4	96.7	192	701
	普及率 (%)	91.3	93.3	91.0	93.7	99.7	100.4	91.0	93.7

(注) 平成 26 年 3 月 31 日現在

(7) 無医地区等

		現 況					
無医地区数 (H26.10.31)	全 県	18 市町村 38 地区 5,643 人					
	過疎地域	16 市町村 34 地区 5,037 人					
病院・診療所数 (H27.3.31)	全 県	病院	131	一般診療所	575	歯科診療所	374
	過疎地域	病院	31	一般診療所	157	歯科診療所	88

(注) 無医地区数は平成 26 年度無医地区調査結果(速報値)